

1. 令和5年第5回郡上市議会定例会議事日程（第4日）

令和5年12月13日 開議

- 日程1 会議録署名議員の指名
- 日程2 一般質問
- 日程3 議案第102号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する
条例について
- 日程4 議案第103号 郡上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につ
いて
- 日程5 議案第104号 郡上市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程6 議案第105号 郡上市第1号会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例について
- 日程7 議案第106号 郡上市美並振興事務所の位置の変更に伴う関係条例の整理に関する条例
について
- 日程8 議案第107号 郡上市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例について
- 日程9 議案第108号 郡上市市営住宅管理条例及び郡上市市有住宅管理条例の一部を改正する
条例について
- 日程10 議案第109号 郡上市水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 日程11 議案第110号 郡上市子育て活動拠点施設の設置及び管理に関する条例の制定について
- 日程12 議案第111号 郡上市美並健康福祉センターさつき苑の設置及び管理に関する条例の一
部を改正する条例について
- 日程13 議案第112号 郡上市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程14 議案第123号 郡上市八幡市島美しいむらづくり多目的管理棟の指定管理者の指定につ
いて
- 日程15 議案第124号 郡上市白鳥地域資源活用交流施設油坂さくらパークの指定管理者の指定
について
- 日程16 議案第125号 郡上市白鳥ふるさと食品加工伝承施設の指定管理者の指定について
- 日程17 議案第126号 郡上市高鷲農畜産物処理加工施設の指定管理者の指定について
- 日程18 議案第127号 郡上市明宝農産物加工場の指定管理者の指定について
- 日程19 議案第128号 郡上市和良農林産物生産施設の指定管理者の指定について
- 日程20 議案第129号 郡上市白鳥前谷自然活用総合管理施設の指定管理者の指定について

- 日程21 議案第130号 郡上市美並緑地等利用施設粥川バンガローの指定管理者の指定について
- 日程22 議案第131号 郡上市美並都市交流促進施設フォレストパーク 373の指定管理者の指定について
- 日程23 議案第132号 郡上市美並総合案内所の指定管理者の指定について
- 日程24 議案第133号 郡上市美並川の駅の指定管理者の指定について
- 日程25 議案第134号 郡上市明宝地域資源活用総合交流促進施設の指定管理者の指定について
- 日程26 議案第137号 市道路線の認定について

2. 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

3. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1 番	本 田 教 治	2 番	長 岡 文 男
4 番	田 中 義 久	5 番	蓑 島 もとみ
6 番	三 島 一 貴	7 番	森 藤 文 男
8 番	原 喜与美	9 番	野 田 勝 彦
10 番	山 川 直 保	11 番	田 中 やすひさ
12 番	森 喜 人	13 番	田 代 はつ江
14 番	兼 山 悌 孝	15 番	尾 村 忠 雄
16 番	渡 辺 友 三	17 番	清 水 敏 夫
18 番	美谷添 生		

4. 欠席議員は次のとおりである。(1名)

3 番 田 代 まさよ

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

市 長	日 置 敏 明	副 市 長	青 木 修
教 育 長	熊 田 一 泰	市長公室長	河 合 保 隆
総 務 部 長	加 藤 光 俊	市長公室付部長	三 輪 幸 司
健康福祉部長	田 口 昌 彦	農林水産部長	田 代 吉 広
商工観光部長	可 児 俊 行	建 設 部 長	小酒井 章 義
環境水道部長	猪 俣 浩 巳	郡上偕楽園長	勝 水 崇 博

教 育 次 長 長 尾 実
 消 防 長 兼 山 幸 泰
 国保白鳥病院事務局長 蓑 島 康 史

会 計 管 理 者 中 山 洋
 郡上市民病院事務局長 藤 田 重 信
 代表監査委員 大 坪 博 之

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

議会事務局長 齋 藤 貴 代
 議会事務局
 議会総務課長
 係 三 島 栄 志

議会事務局
 議会総務課長 松 山 由 佳

◎開議の宣告

○議長（田代はつ江） おはようございます。

議員各位には、出務御苦労さまです。

ただいまの出席議員は17名であります。本日の欠席議員は、3番 田代まさよ議員であります。
定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付してありますのでお願いいたします。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名

○議長（田代はつ江） 日程1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第88条の規定により、会議録署名議員には、18番 美谷添 生議員、1番 本田教治議員を指名いたします。

◎一般質問

○議長（田代はつ江） 日程2、一般質問を行います。

質問につきましては、通告に従いましてお願いいたします。

なお、質問の順序は、あらかじめ抽選で決定しております。質問時間につきましては、答弁を含め40分以内でお願いいたします。また、答弁につきましては、要領よくお答えされますようお願いいたします。

◇ 山 川 直 保 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、10番 山川直保議員の質問を許可いたします。

10番 山川直保議員。

○10番（山川直保） おはようございます。それでは、一般質問第2回目の初めの質問をさせていただきますと思いますが、通告に従いまして、順次進めさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

私の今回の質問は2点でございまして、1つ目といたしまして、放課後児童クラブ及びファミリーサポートセンターの運営について。そして、2点目は、果実生産の振興と拡大、果実と言いますが、特にフルーツと呼ばれるものを指しております。この2点につきまして、質問をさせていただきますと思いますが、今朝ほど議長にもお断りを頂きまして、この1番、2番を逆にさせていただくということをお願いしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、まず1点目の果実生産の振興と拡大についてということについてお伺いをしてまいり

たいと思いますけれども、果実と言いましても、要はフルーツというふうに思ってください結構だと思います。

我が市にはいろんな農業生産がございますけれども、特に近年、近年より前から、このフルーツの生産が始まっております。その中で、特に大和の梨も有名ですし、大和のブドウ、そして高鷲のほうでは今リンゴ栽培も始まっておりますし、イチゴ、またバナナ等もあるようでございますけれども、こうしたものが、私は本当にまずこの質問をしようと思った理由は、１点目として、本当に食べておいしい、本当においしいということです。そして、この合併来、このおいしいフルーツを市行政が施策として、この振興をいろんな手だてを打ってきたかどうかということ考えたわけでございます。そして、このフルーツなら、岐阜県１に育て上げられるんじゃないかということも思いました。

そして、昨日の８番議員さんの質問におきましては、この合併来、合併２０年経ったこの農地面積やら農家の数、それとか水稻の作付面積などを具体的に申し上げられました。私、その点も、これも合併来２０年の計と言いますか、作付面積なども、特に畑、田んぼを合わせまして約２ヘクタール減っておりますし、そして農家数も２０年で約１,５００減ってきておるということでございます。

これは、私たち行政も議会もですけれども、人口減、非常に危惧しておりますけれども、それとともにこうした農家の作付、もしくは農家数も減ってきていると。ですから、これを総論的よりも各論、各産業別においてのその指数がどれだけ減ってきておるかということもしっかりと考えていかなければ政策はできないというふうに私は思っております。

これ、恥ずかしながら、私も合併第１回目から市議会におりまして５年ほど抜けておりましたけれども、このうちの政策、この行政評価というものが減ってきている状態を見ると、頑張っても知恵を出してみてもこれはもうどうしようもならない時代背景があったのか、そういうこともあるかもしれませんが、もっともっと努力する点もあったんじゃないかなろうかということを思いながら、この質問をさせていただきたいわけでございます。

まず、先ほどおいしいと言いました。私は９月議会、いつも楽しみにしております。議会が始まる頃から大和の梨、ブドウが取れるようになってまいります。そして後半には大和の万場中心とした梨も幸水から豊水へと変わっていくわけでございます。

そして、ブドウにもいろんな種類がございますけれども、私が一番好きなのは黄玉——黄色い玉と書きます。これはブドウの収穫の終わり頃から出てまいりまして、この味覚はどこにでも売っていないような味覚がしてびっくりするような味でございます。

私もこうしたおいしいものを友人に届けようと、例えば近くでは高山市内の友人とか、そして飲食店、または岐阜、そして名古屋の飲食店にも持って行かせていただきまして、そういうところのちょっと高級なお店につきましても、このブドウはどこのや、この梨はどこのや、そしてこの頃出

ましたメロン——ころたんと言いますが、このマスクメロン小さいけどめちゃくちゃおいしいねと言われるんです。これ全部、郡上やと言うと、え、郡上にフルーツなんてあったのと、まず第一声はそうなんです。

日置市長はもうそのフルーツの生産されておる地域が地元でございますから、この秋も夏もおいしいフルーツを御賞味なさったということは思いますけど、多分この今日議場にお見えの方々も口にされているのではないのでしょうか。ですから、私はこの産業を真剣に育てていただきたいということを思うわけでございます。

合併来、私もこのフルーツとかに関しては、本当に市は力を入れてきたかどうか。私の覚えではその若手の後継者をフルーツに参入させるとか、そして何かの補助制度をつくったということは聞いたことがないような気もいたします。

フルーツ王国という言葉がございますけど、これは県単位でございます。例えば山梨県はフルーツ王国、これも自ら自分を認めるようにして県は指導していますし、そして例えば山形県、これもまたサクランボですね。長野県もフルーツ王国として国内外に対して宣伝PRもしています。また、中国地方になりますとスイカとかいろんなこともございますけれども、まず、私は、岐阜県がフルーツ王国と提唱されていない今、この自治体単位における郡上はフルーツ王国、フルーツの町だということをうたって岐阜県1を目指していただきたいということを思っております。私は、これ必ずできると思っています。

例えば、岐阜県で申しますと東濃、これは栗もフルーツでございますから、栗きんとんとかそうしたものを売り出しております。そして飛騨におきますと飛騨りんご、飛騨桃、これはもう本当に有名です。一部サクランボもございます。しかしながら、この郡上のフルーツというものはなかなか知られていない。こんなに美味しいけれど。このフルーツの売られているところは、特に大和の道の駅の旬彩館を中心とされまして、普通のところでも売っていますし、自家でも売って見えます。これを是が非でも目を当てていただきたいというのが私の思いでございます。

例えば、これは全然話は違うかもしれませんが、一番を狙うという気概はどういうところから来るかということも時代背景にあると思います。例えば、郡上市で日本一は何ですかと言われるものは何ですかと言われたときに、例えば、和良川の鮎、利き鮎グランプリ、V4、4回行ったところありません。そして、和良川の鮎は準グランプリ5回ですか、入れますと、これだけの最多入賞を果たした川は全国にもございませぬ。これまさしく日本一でしょう。

そして、郡上市のシンボルである郡上八幡城です。これは日本最古の木造再建築として90年を経しております。これも当時の八幡町長でありました仲上町長さんが、昭和4年頃からその相談をし始めて、昭和8年に建設されたものでございます。こういう産業とかシンボルとか、将来この事があってよかったなというときには必ずその時代背景にはそれを立てた役者がいます。

もう一つ付け加えて言いますと、1960年代、60年に入ってから、郡上高鷲の高冷地ソサイ、特に大根は初め漬物として作ってくれんかいといって町から来たのをきっかけに大根を作り始めました。それが3年くらいしてちょっと行き詰まったときに、名古屋市場へその大根を出したら非常に高値で売れました。ですから、その事の始まりがこのひるがの高原だいこん、これはもちろん岐阜県で1位です、夏大根の出荷としては。ですから、県で一番になろうとする気概というものは、誰かがどこかで企てて始めるその施策だろうということを思っております。

私は市長に、来春の当初予算にも、ぜひとも日置市長が発信されたこうしたフルーツ王国、あのとき令和5年に日置市長が、そして議会がまたそれを後押ししてできたこの制度、50年後、2080年頃でもいいです、育てた木から梨とかがしっかり実り、つるからブドウが実って、すごい岐阜県で1位と言えるフルーツ王国になったと言えるようなことを是が非でもこの年度中にそうした制度をつくっていただきたいと思います。

昨日の8番議員の質問から、私も、はと思ったわけでございますけれども、こうした遊休農地が200ヘクタールも減じておるところで、このフルーツに目を当てて、そしてそのフルーツは種を植えてその年にできるものじゃないものもあります。イチゴのようにできないかもしれません。しかし、梨、そしてブドウというものは数年かかりますけれども、リンゴも。これも今やらなければ、それができないということです。ですから、私はそのことにつきましてお願いをしながら、農林水産部長にお伺いしたいと思います。

小項目であります市内のフルーツ生産の面積を伺いたいということがまず1点。

そして、このフルーツ園、果実園等の拡張及び生産拡大の施策を講じられたいということを本当に思うわけですが、前向きに御答弁を頂きたいと思います。

あわせて、2項目めは市内で生産されるこの果実、フルーツの販路拡大策及びまたPRにも力をもっともっと注がれたいと思いますけれども、その2点につきまして所見を伺いたいと思います。

○議長（田代はつ江） 山川直保議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、回答をさせていただきます。

初めに、農林水産省によりますと、おおむね2年以上栽培する草本植物及び木本植物であって、果実が食べられるものを果樹と呼んでおります。したがって、一般的に果物と呼ばれていないと思われる栗とか梅なども果実とする一方で、果物と呼ばれることがあるメロンやイチゴ、スイカなどは、一年生草本植物のために野菜として取り扱われるというような扱いになっておると、統計上はそういうことです。

今、郡上で生産されております果実におきましては、御紹介のありましたリンゴ、ブドウ、梨の

ほかに、梅、柿、栗などがございます。

本質問に対しては、市内の主たる果実でありますリンゴ、ブドウ、梨を中心に回答させていただきます。

最新の東海農政局による特産果樹の生産動態等調査結果によりますと、市内の果樹の栽培面積、リンゴが0.48ヘクタール、ブドウが1ヘクタール、梨が3.01ヘクタールとなっております。

規模が大きな農家の数でございますけれども、リンゴが1軒、ブドウが1軒、それから梨が2軒と、計4軒、それぞれ農家さんが頑張っておっていただくという状況でございます。

果樹は、今、御紹介があったように地植えから実になり出荷できるまでに時間を要すると、また台風や雪害と自然災害にも影響されやすいということと、また、獣害被害にも遭いやすいことから、水稲や野菜、花卉などと比べると生産数が少ないということが考えられます。

一方で、果樹に関しては、議員からも御紹介がありましたとおり、需要が高く、郡上旬彩館によりますと、今後生産が拡大されてもまだまだ市内の直売所、また、イベント等に対して供給に充てられるというようなことです。

この郡上産のリンゴ、ブドウ、梨などは、なかなか手に入ることができない人気商品ということで、市としてもそのような需要が高く、ほかの作物に比べて高価で販売できる果樹については、高収益作物として生産拡大の支援をしていく必要があると考えております。

支援としましては、各補助制度がございまして、果樹等の拡張及び生産拡大に対する補助制度としては、現状では市単独補助であります郡上市農産物生産拡大支援事業がございます。この事業の内容でございますけれども、市内において販売を目的とする柿、梅、ブルーベリー、梨、リンゴ、その他の指定作物、これブドウ等も含みますけれども、これをおおむね10アール以上栽培規模拡大する場合に必要な経費に対して補助を行うというものでございます。その場合の補助率、補助額は補助対象経費の2分の1以内で上限が10アール当たり5万円となっているものでございます。

現在は、補助対象者が農業生産団体または農地所有の格化法人となっておりますが、果樹農家の方が補助金を活用しやすいように認定農業者などの生産者個人が対象になるように見直しを行っていきたいというふうに考えております。

そのほか市の単独支援事業としましては、現在、肥料に対しましては郡上市の農作物次期作支援において一部を補助しておりますし、また、獣害対策に対しましても電気柵、ネット柵等補助を行っておるというものでございます。

リンゴ、ブドウ、梨をはじめとしまして、こうしたフルーツを目的に郡上へ来ていただけるお客様もおられることから、将来のフルーツ王国、おっしゃられましたけど、こうしたものも目指して、まずは現状出荷していただける果樹農家に対して経営が維持していけるよう、そして生産拡大していただけるように包括的な支援をしていきたいと考えております。

また、新規に果樹を始めたいという方につきましても、県や市や農協等で構成しております新規就農サポートチーム、こちらのほうでしっかりサポートをしていきたいというふうに考えております。これらリンゴなどのほかにフルーツとしてはころたんメロン、またイチゴなど御紹介もありましたけども、こうした若い生産者がおみえになる作物の栽培、また出荷についても、今後、郡上市の特産物となることを期待しておりまして、各種補助制度を活用して支援していきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） ただいま、農林水産部長からは、まず、おおむね前向きの答弁ということで承りました。ありがとうございます。

その答弁の中で、例えば旬彩館にあたっては、まだまだ生産されても売れますというような現状だということでございますが、旬彩館のみならず郡上市の道の駅、郡上一塊としての名産としてその産地じゃないところの道の駅で取り扱ったり、そして特にひるがの高原サービスエリア等でそうしたものを置くことによってまだまだの生産、そして需要と供給がまだまだバランスが十分取れていくんじゃないかなと私は思うわけでございます。

そして、特にメロンなどにつきましては食べてみておいしい、すごくおいしい。これ幾らだと言ったときに、小さいのが400円くらい、大きいのが800円から1,300円、通常このぐらいのメロンになりますと街で買くとこれ3,500円か4,000円で売れないというくらいの声があることなんです。ですから、それをぜひともお願いしたいことと、そしてこの果実につきましては、シーズンで採れるものでございせんから、もし補助制度をつくるとしたら採れるまでの期間、例えば梨を植えて採れるまでの期間の1段階目、ブドウでもつるを植えてから採れるまでの1段階目の補助システム、そしてさらにその上に生産が始まってから2段階目のシステム、そして、今既に生産されている方々が過剰な生産によってそうしたものが値段が下がらないというようにするためには、販路の拡大、これを同時に行っていくような施策をぜひともしていただきたいということを思うわけでございます。

ただいま説明のありました生産拡大事業とか次期作支援につきましても、これに2分の1以上に勝るものをすることによって、この20年間で作付がされなくなった200ヘクタール余のすばらしい耕地、そこをしっかりと耕してそういう実がなるように、そんなことを夢みたいと思います。やはり夢がなければできないし、夢があれば、そしてその裏づけがあれば、そして行政のバックアップがあれば、必ずそれに向かう就農者は見えると思います。ですから、このことにつきましてちょっと夢のようなことを語りましたが、日置市長にはこうしたことを特に打ち出して岐阜県一を目指していくと、そして2080年頃には50年も経てば気候も変わる、ここも暖かくなる、降水量が大き

くなるか少なくなるか分かりませんが、そうしたことに適地になる可能性もあります。今からそうした種をまく、そしてこのフルーツに生産に通じて光を当てるという政策をされるおつもりがあるかどうか、その意気込みについてもお聞きしたいと思います。日置市長さんにお伺いしたいと思います。

○市長（日置敏明） 大変将来の夢のある御提言を頂きました。真剣に検討をさせていただきたいと思います。

（10番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） ありがとうございます。そうしましたら、この質問につきましては終わらせていただきまして、次の質問に移ります。

大項目といたしまして、放課後児童クラブとファミリーサポートセンターの運営についてお聞きしたいと思うわけでございます。

この質問は、こうしたことを問うことにつきましては、25年前から30年前、合併前はこのようなことに質問したり、そして、2つのこうした制度というものをさらに充実してほしいとか、そういうことはなかったと思います。これは、やはり時代背景によってこうした放課後児童クラブとか、そしてファミリーサポートセンターというものが必要になってきた。これは平成18年から合併後の2年後に、この放課後児童クラブという制度もできましたけれども、これはやはり子どもたちの保護者が就労などによって昼間の間、家庭にいない児童に対しての放課後及びまた学校の休業日、これ夏休み、冬休み等も含みますけれども、そうしたところでの生活の場を提供する事業を行うということと、そして児童の健やかな成長と健全な豊かな地域社会をつくっていこうということから、これが行政、公設公営によって2つ、まずできたのが始まりでございます。こうしたことを考えますと、今が豊かなのか、かつて昔が豊かなのかということを思ってしまうわけでございますけれども、放課後、やはり今、私が生まれたのは1965年なので10歳ぐらいを振り返ってみますと、やはりその頃というのは家へ帰れば必ずおじいさん、おばあさんとかがいるところが多くて、また、そしてそのお母さん方でも働いて見えない方も大勢みえました。今は周りを見ましても、まず働いてみえない女性が見えないというぐらい皆様方が働きに出られています。

そして、もう一つの時代背景というものは1975年、私が10歳のときですけれども、その頃の男性の平均寿命が71歳です。女性が76歳。2020年、去年にしてみますと男性は81歳、女性は87歳と、約10歳くらい伸びているわけです。しかも、私たちの幼少の頃、小学生の頃は家へ帰ってもおじいちゃん、おばあちゃんに運転の免許を持ってみえる方はまずいなかったと思います。ですから、もちろん山へ行っているのか田んぼへ行っているのか畑へ行っているのか、探してもらって遊んでもらいたいなんてことも思いましたし、一旦は家へ帰っても、帰ってから出てきて、また学校の校庭で

遊ぶのはよしということでしたから、早く帰ってまた同じ道を帰って来る、そして遊ぶということでした。そして懐かしく思えるのは家のうらせど山で山が遊び場でしたし、そして小川も夏の遊び場でした。そして、いろんな遊びもございました。そして、特にこのせど山、自分の里山といわれる場所では、まだ薪で炊いたお風呂でしたから、そうした薪取りもありました。そして、炭を焼くためのそういう木も出したりもしました。ですから、そうした豊かな暮らしが自分の周りにもあったわけです。そして、子どもたちは先輩に倣いながらいろんな遊びを覚えたり、そしてコミュニケーションもあったり。そして、今の時代はどうかというと子どもたちの遊びも多様化しました。室内で遊ぶことが多くなりました。そして、親さんたちが家にもいなくなりました。でも、その豊かさの求め方というのは、やはりある程度金銭というものを稼いでこないと豊かではないという時代になったからです。そして、今コロナ禍にあって、そして今現在見ると、郡上市の中でも人材不足という人手不足です。そして、岸田内閣が給料を高くせんかと言っている、それを打ち出す前に既に早、時給というものがどンドンどンドン上がってきまして、1,000円なんていうのはざらです。1,200円払っても来ていただけないような職種もございます。そういう時代ですから、やはりこの時代背景をしっかりと支えていくには、この放課後児童クラブとファミリーサポートセンターの充実というものは、もうこれはずっと延々に、ほとんど延々に行政がしっかりと責任を持って、そして、この気持ちの温かい郡上ですから、これをサポートしたい、ボランティアしたいという、そういうことが醸成された郡上ですから、そういう人たちとともにこうした制度を充実されていきたいということを願っております。

そのことから質問を申し上げるわけですが、近年に至っては、こうした放課後児童クラブというものが、やはり全小学校区に設置するということが子育て支援事業計画の令和2年から令和6年、5か年計画ではある程度そういうふうに出ていますね。それが大和の小学校統合につきましては、少し変わったかもしれませんが、しかし、その計画がある中、どのようにこの設置数が推移しているかということをもまず1点お聞きしたいこと。

そして、もう一つは、課題としては支援員の方々の不足です。高齢化もあるのでしょうけども、この人材不足がやっぱり心配であるということが多くございます。なぜならば、これは特にこの制度の支援員というのはしっかりと資格を持たなければならないことが第一点。その資格といいますと教員免許がある方、もしくは保育士の免許がある方、その方々が受講をしてきて初めてその支援員の1クラブ1単位、グループの1人の責任者となれる。1人ではできませんから、その方が2人はいるなということもございますし、特に平日でございますと、やはり15時から16時を単位としますと、やはり寒ければストーブをつけなければいけないし、片づけもしなければいけないということで、やはり14時30分、30前、そして30分遅れて片づけして帰る、そういうことも必要になります。しかも、夏休みになりますとその開所時間が8時から18時ということで長丁場になりますね。です

から、そういうことに関しましてもしました方の支援員の方々はなかなか確保が厳しいということだろうと思います。

そして、もう一つの理由は、あと時給の問題です。時給の問題に関しまして、先ほど申し上げたように、この人不足の中、市内のいろんな事業所等でも時給というのが上がっていますね。ですから、このことに関しまして責任もある中、今の給与体系では私はちょっと厳しいんじゃないかということも思います。ですから、私が言いたいことは、支援に対しての雇用、そういうことに関しましての時給、そうした単価も上げてくださいということをまず申し上げたいことでございます。

そして、もうまとめてお聞きしますけれども、ファミリーサポートセンターの運営についてお聞きしたいと思いますけれども、これは雇用法でない雇用でございまして、時給にすれば最低賃金等には係らないものかもしれませんけれども、これは特にそうした対象の方々の親さんたちは、時給1時間500円の負担をされていますね。ですから、それプラス、市が上乗せして、そうしたサポートしていただくスタッフを確保しているということが現状でございます。

しかしながら、例えばそういう対象の子どもたちを迎えに行く場合もあるんです。そうすればガソリンも使います。そして、帰ってきて家庭で預かるため、やはりこれはストーブも焚きます。夏であればエアコンも入れるかもしれません。そうしたエネルギーが高騰している中、こうした中で500円の受益者負担プラス市が上乗せする負担額では少しこれまた少ないという声が私のところには何件か入ってきております。これは、このことを成し遂げて継続していくためには、やはり上乗せ分も多くするか、もしくはその受益者対象とされている方々の500円の負担金を高くするかなんです。500円の負担を高くすると働きに行っても500円払わなければならないから非常に負担が増える部分もあるかなと思います。しかしながら、それでも働かざるを得ないというのが今の若い主婦層の方々の現状です。ですから、これは市が、コロナも上がってきて人不足の中、この上乗せ分を少しでも上げることはできないかということを望むわけでございますが、この点についても併せて質問を申し上げたいと思います。

○議長（田代はつ江） 田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

まず、放課後児童クラブにつきまして、子ども・子育て支援事業計画は、平成24年度に施行された子ども・子育て支援制度に基づいております。計画の中で放課後の子どもの居場所づくりを充実するための施策の一つとして、放課後児童クラブへの取組を挙げております。

設置状況、推移という御質問でございましたが、現在市内では12か所の放課後児童クラブが設置されておりまして、これらのクラブはNPO法人放課後児童クラブとNPO法人ふる里めいほうによって運営され、子どもたちの健全育成を図っております。

推移ということになりますけれども、平成18年度に八幡小学校、白鳥小学校で試行的に開設され、

八幡小学校は社会福祉法人への委託、白鳥小学校は市の直営として開設いたしました。その後、市内の学校関係者、放課後児童クラブ関係者、社会教育関係者、児童福祉関係者、PTA関係者の各代表と行政関係者で構成されました放課後子どもプラン運営委員会において、NPO法人、社会福祉法人、保護者会等、民間による運営を積極的に進めると実施方針が示され、各地域において順次開設されました。平成27年度には8か所で、それから令和元年度から※9か所、そして現在は12か所というような経過でございます。

放課後児童クラブにつきましては、小学校の教室などを利用しまして小学校に1クラブ設置することが理想となっておりますけれども、子どもの数が減少したとしても特別教室などを確保する必要もありまして、利用できる教室などがない場合もあります。確保ができない場合は公共施設や自治会の集会所等を利用しています。八幡、高鷲、明宝、和良地域においては小学校内や校区内で開設し、白鳥地域においては白鳥小学校に開設している白鳥放課後児童クラブを4つの小学校の児童が利用しています。

なお、夏休みは利用者が増加することから、夏休みのみ大中小学校においても開設しています。美並地域は三城小学校で開設しており、吉田小学校の児童も利用しています。白鳥、美並地域など校区外の施設を利用する場合は支援員が送迎を行っております。石徹白小学校においては未設置となっておりますので、今後開設できるようにNPO法人などと連携しながら取り組みたいと考えています。大和地域については、大和北小学校と徳永公民館で開設されていますが、来年度からは現在、大和統合所敷地内に建設中の施設において開設いたします。

放課後児童支援員の高齢化、人員不足というところでございますが、これは子ども・子育て会議においても支援員の高齢化・確保を課題としております。現在、放課後児童クラブには1名以上の放課後児童支援員の資格を持つ者を配置することが義務づけられています。放課後児童支援資格は平成27年に新しくできた資格でございまして、都道府県知事が認定し、市内で資格を持つ方は57名います。なお、支援員資格がない方でも指導員として御活動いただいています。

放課後児童クラブの勤務時間は、先ほど議員から御紹介もありましたが、通常日であれば学校下校時から18時まで、夏休みは8時から18時までとなることから、若い方は少なく、50代から70代の方が活躍されているという状態で全国的にも高齢化が進んでおり課題とされています。

処遇の改善につきましては、国からも方針が示されておりますので、市としましてもその処遇改善の方針に沿って進めてまいりたいと考えております。

続きまして、ファミリーサポートセンターに関して、ファミリーサポートセンター事業は地域子ども・子育て支援事業の一つであり、地域の実情に合わせた子育て支援事業として、子育て中の働く人や育児に専念している母親など、会員として子どもの預かり等の援助を受けたい方、依頼会員等、その援助を行える方、提供会員間の連絡調整を行うことにより、地域における育児の総合援助

活動を推進する役割を担っています。

ファミリーサポートセンター事業における子どもの預かりは、有償ボランティアとの位置づけとなっておりまして、労働基準法や最低賃金法の適用を受けず、提供会員は労働者ではないと認識されています。そのため、普通よりも安い代価で自発性に基づき、非常勤にて働いていただいているという現状があります。

郡上市としましては、この事業を推進していくためには、提供会員の待遇改善が必要と判断しておりまして、令和3年度から依頼会員が提供会員に支払う利用料に200円を上乗せする補助を開始しました。その後も増額を続けておりまして、令和4年度は300円、令和5年度は410円の上乗せ補助を行っています。その結果としまして、提供会員は依頼会員から1時間当たり500円の利用料、市から410円の補助、合計で910円を受け取られております。

なお、県内における他市の状況を見ますと、ホームページ等で上乗せ補助を実施していることが確認できるのは、郡上市以外で7市ございますが、依頼会員からの利用料500円と500円の補助、合計1,000円が1市、利用料500円と450円の補助、合計950円が1市、利用料400円と500円の補助、合計900円が1市、利用料400円と400円の補助、合計800円が1市、利用料500円と300円の補助、合計800円が2市、利用料600円と200円の補助、合計800円が1市という状況でございます。こうした状況から、郡上市の対応に不足があるとは考えておりませんが、引き続き、処遇改善に努めてまいりたいと思います。

また、提供会員の方のサポート場所の確保、そういったものも課題でございましたが、今では市内の公共施設の預かりも可能としておりまして、公共施設での利用も増えております。これによりまして、提供会員での預かりよりも光熱費の負担を減らすことも可能となったのではないかなというふうに考えております。

市としましては、今後の社会情勢や育児環境等を考慮し、提供会員が活動しやすく、依頼会員が利用しやすくなるような支援を行ってまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(10番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 山川直保議員。

○10番（山川直保） これもまた前向きな答弁を頂きましてありがとうございます。

前段の放課後児童クラブに関して申し上げますと、いろいろな親御さん方の考え方もそれぞれと違ってあって、求めるものが違う場合もあるかもしれません。そして、これは学校の授業ではございませんので、1人が義務づけで、そしてあと2人みえたとしても、例え7人の子たちを児童クラブで預かるにしても、みんなが1つのテーマに従って学校の授業じゃないから違うことをするんです。違うことをする場合に、その2人で足りるか。でも、これ40人以下というふうに定められて

おりますから、どこまで多い児童クラブがあるかどうかは分かりません。少子化の中でこれが減っていくのかと思えばそうじゃなくて、働くお母さん方が増えれば増えるほど、これは減っても生徒が昔から比べて3分の1になったとしても、これは需要があるということですのでございますから、そのような答弁をされたような手立てで進められたいということを思います。

そして、ファミリーサポートセンターにつきましては、今、他市が一番高いところで500円上乗せで1,000円になっています。これは目指されたいなということも思うわけですが、郡上市がそれに見合った公共施設も使えるよう、そこもオーケーと言われているので、そうすれば光熱水費が少なくなるから対応できるのではないかとということもございますが、そうした紹介も含めて、やはりこの1,000円並みに合わせていただけるような90円、410円から90円プラスしていただけるような施策を一度考えていただきたいということを申し上げまして、私の質問を終わらせていただきます。

以上です。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、山川直保議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は10時25分を予定いたします。

（午前10時11分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前10時25分）

◇ 蓑 島 もとみ 議員

○議長（田代はつ江） 5番 蓑島もとみ議員の質問を許可いたします。

5番 蓑島もとみ議員。

○5番（蓑島もとみ） おはようございます。議長の許可を頂きましたので、通告に従い、一般質問をさせていただきます。

私の質問ですけれども、川に関すること2つになります。長良川の鮎の生態系の変化をどう捉えているかということと、それから今年の夏にテレビでも出ましたけれども、コクチバスが繁殖していたということの2点を質問させていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まず、鮎の生態系といいますか、今年特に顕著だったんですけれども、長良川の鮎の状態が非常に異常でした。近年、漁協が4月から5月にわたって鮎の稚魚を放流するわけなんですけれども、その放流した鮎とは全く違った生育状況の異なった鮎の稚魚の遡上が確認されております。一般的な生育期から恐らく2か月は遅れた状態で漁協が放流する稚魚の大きさの稚魚が遡上してまいります。そうしますと7月、8月の一般の鮎の漁業期間に、その小さな鮎が非常に高い密度で遡上してきた状態

で、鮎の友釣りなどに対しても非常な影響が出ておるということです。

これ、天然の鮎が遡上してくると、一般の方々は、いや数が増えたんだからいいじゃないかとおっしゃるかもしれませんが、実際、郡上漁協としては、この郡上の長良川に合った、面積に合った数を人工放流しております。密度が高くなるとどうなるかと申しますと、琵琶湖の鮎を御存じでしょうか、成魚でも10センチ、よほど大きくても15センチ程度にしか成長いたしません。ですから、予定していた数よりも遥かに多い量の天然の稚鮎が遡上してくるということは、非常に生育状態が悪くなるということにも関連してきます。

この状態というのは、私から見ると、漁業関係者から見るとこれは異常じゃないかと、どうかしているんじゃないかということで、実はここで質問させていただきたいのは、これは長良川に関して、長良川だけの問題なのか、ほかの河川でも同じような現象が起こっているのかということ、まず質問させていただきたいとか調べていただきたいということをお願いしました。

それと、あと、こういう現象がますますひどくなってくるというのは、天然の鮎の遡上というのは、もう10年も前からある程度確認はされていたんですけども、最近になりまして非常にその量が増えました。今年などは本当に大変な数の小さな稚魚が7月、8月に確認されております。これがどんどんどんどん増えていくようなことだと、この郡上の長良川というものもちよっと考えなくちゃならないというか、対策を考えなくちゃならないのかなんてことも思いまして質問させていただくんですけども、それに対しての調査などがもしされていけば、お聞かせいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 蓑島もとみ議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

議員がおっしゃられる11月になっても市内の長良川及び支流で確認されております小型の鮎というものについては、伊勢湾からの遡上が遅くなっているためというふうに考えられております。

岐阜県の水産業振興計画によりますと、鮎の産卵時期のピークは、この20年で10月から11月になってきている。これは地球温暖化の影響による水温上昇によるものというふうに考えられております。

11月中旬以降に産卵され孵化した鮎は海に降下後、すぐに冬を迎えるため、餌となりますプランクトンが少なく成長できないというふうに推察され、このため翌年の河川への遡上も遅れることとなりまして小型化、産卵の晩期化が進むというような負のスパイラルと、これにつながるといわれております。

議員がおっしゃられます理由をお聞きする限り、産卵時期や遡上時期の遅れによるものと考えられますけども、これによる小型化などの生態の変化については、地球温暖化の影響による水温上昇

による影響と考えられておりまして、他県の河川でも同様の事象が確認されていることから、程度の差はございますが、議員がおっしゃられるとおり、心配されますとおり全国的な傾向であるというようなことで、県のほうからもお伺いをしておるところでございます。

それと続いて、この現象をどう捉え、どこまで調査されてみえるかというような御質問でございますけれども、県においてこうした事案、また長良川の鮎のことにつきましては調査をしておりますので、また取組もしておりますので、その取組等について御紹介をさせていただきます。

長良川河口堰において鮎の遡上数、これがカウントされておりまして、3月から4月中旬に遡上する鮎を早期の遡上鮎、それ以降の遅い時期に遡上する鮎を晩期遡上鮎と県においては定義をしております。早期の遡上鮎におきましては、友釣り解禁日までに大きく育ち、おとり鮎をよく追う友釣りしやすい鮎として漁獲されており、晩期の遡上鮎は早期遡上鮎ほど大型化できず、かつ、おとり鮎への反応も鈍く、友釣りでは釣りにくい鮎となっているということでもあります。

先ほど議員から質問のあった鮎については、晩期の遡上鮎、これに該当するということで考えております。

早期の遡上鮎は友釣りで多く釣られる一方、この晩期の遡上鮎は売れ残るため子孫を残す確率も高く、現在、地球温暖化の影響を受ける前に主な産卵の親魚であった早期の遡上鮎から晩期遡上鮎の置き換わりが進んで、平成24年から令和3年の直近10年の平均で遡上鮎に占める晩期の遡上鮎の割合は68%にまでなっておるということでございます。

県においては、こうした状況を改善するために、岐阜県のセンターにおいて事業所内において親魚の養成棟を設置して、早期の遡上鮎のDNAを持った放流鮎を安定的に生産する技術の開発と実用化に向けて取り組んでいるところです。早期の遡上鮎のDNAを持つ放流鮎が放流されるようになれば、友釣り解禁時には大きく育ち、海から遡上してきた早期遡上鮎と同様によく釣れ、さらに、その子は海から遡上することでよく釣れる天然鮎の再生産へとなることとなるということでございます。

一方、温暖化の影響による水温の上昇により、高水温を嫌がる鮎が水温の低い長良川の上流や支流に移動するという報告や、市内において鮎の友釣りできる期間が昔より長くなっているという声も聞くわけでございます。

こうした状況の中で、郡上漁協のお話では、郡上鮎についてサイズの大小など様々なニーズがあり、どの鮎についても応えられる状況にあるということから、郡上鮎のブランドは保たれているというようなことでお伺いしておるところでございます。

以上でございます。

(5番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 蓑島もとみ議員。

○5番（蓑島もとみ） ありがとうございます。

先ほど山川議員がおっしゃっていました郡上に1位はあるのかという話で、豊洲市場において、淡水魚の販売はとにかく郡上鮎というのは淡水魚としては日本一だという話を伺いました。しかも味もいいことから、非常に郡上の鮎はよく売れて、皆さん待っている状態だという話を伺いまして、しっかりと生産していいものを送ればどんどん売れていくんだなという確信を持っております。まして、これは余計なことなんですけれども、郡上の組合員、要するに漁業組合の組合員ですけれども、これも日本一です。鮎が取れるからみんな組合の組合員になっているのかなということも思いますけれども、この組合員数も日本一ずっと保っております、さすが長良川の鮎はすごいなと、これは何とかして守らなきゃならないかなと思って勝手なことを思うんですけども、これだけ時期を逸した天然鮎の遡上があるということは、それが伊勢湾から遡上してくる鮎ということでしたら河口堰をある程度で堰き止めてしまって、上がってくるのを止めたらどうかとさえも思うくらいの状況です。

先だって、山の谷へちょっと行くことがありまして、11月です、11月に行ったら何か泳いでいるなということで思っていましたら鮎でした。以前は山の谷へ鮎が入ってくるなんてことはまずありません。でも、今となっては、やっぱり温暖化の影響というのはもう避けられないのかなという、山の中まで鮎が遡上して冷たい生活というか生育しやすい環境を求めているんだなということをつくづく感じるところであります。

今申し上げましたけども、豊洲市場において非常に郡上の鮎が人気があるということをもう少しやはり皆さんで認識していただければありがたいかなと思います。

先ほど山川議員がおっしゃっていました果物についてもそうなんですけども、郡上の人間は本当にPRが下手なんだな、売っていくことが下手なんだなということをつくづく感じた次第です。

続きますけども、2番目の質問になります。

今年夏にコクチバスについてテレビなどでも報道されておまして、私も驚いて何度か現場へ足を運びました。実はため池というのは私が子どもの頃からよく行っていた釣り場所として、そんなところにコクチバスがいるんだなということで、竿を持って行って友達と行ったんですけども、2匹釣りました。測ってみたら45センチありました。そして、ずっとため池の周りを散策と言いますか、見てまわりましたが、悲しいかな、そこに昔からいた魚というのは全く姿を消しておりまして、そこらの棒で突いてみると何が出てくるかというとブラックバスじゃなしにコクチバスの幼魚しか目につきませんでした。それくらいコクチバスというのは恐ろしい魚なんだなということで、感心してもしようがないんですけども驚きました。

このコクチバスの対策について、県のほうでもいろいろと対策が講じられてきたようなんですけども、ため池を干した状態からのその後の状況というのは全く私は分かりませんもんですから、そのもし

情報があればお聞かせいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

コクチバスにつきましては、北米産の魚でブラックバスとも呼ばれております。全長は50センチ程度まで成長する魚で、魚食性——魚を食べる習性が非常に強く、繁殖力も旺盛な魚であります。加えて低水温に対する耐久性が強く、また、流水域にも対応ができるため、鮎やアマゴなどの在来種と生息域が重なることから水産資源への食害が懸念されているところであります。

このようにコクチバスは生態系などに被害を及ぼすものとして、特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律により、特定外来生物に指定されておりまして、飼育、運搬、放出などが原則として禁止をされておるというものでございます。

長良川では、今年5月23日に美濃市内で個体が確認をされまして、7月18日には、今、議員からも御紹介がありました、白鳥町の西坂のため池で繁殖が確認され、8月1日から2日にかけて曾部知川及び農業用水路で発見され駆除したことで、長良川本流への流出の可能性があることを確認したということでございます。

繁殖の確認を受けまして、県、市において、長良水系の市内ため池、またダム湖の計5か所の目視確認と環境DNA分析を行いました。いずれも目視確認では確認できず、環境DNA分析においては全て陰性であるということを確認しました。この環境DNA分析と申しますのは、その水を採取しまして、ブラックバスのそうしたDNAがないかどうかというものを検査するものでございます。

この長良川本流への流出の可能性があることを受けまして、郡上漁協及び市においては、コクチバスの捕獲または目撃の際には、郡上漁協への情報提供、放流を見かけた場合には郡上警察への連絡依頼を漁協の組合員及び市民に文書で周知を行ったところでございます。

西坂のため池においては、県長良川漁業対策協議会、郡上市を含む長良川流域4市などで構成します世界農業遺産「清流長良川の鮎」推進協議会、鮎資源管理・増殖部会の主催により、7月27日、それと10月3日に駆除を実施いたしました。※7月23日には、たも網、電気ショッカー、釣りなどにより74匹、10月3日には市も主催に加わり、ため池の水を抜きまして全数駆除を実施し、76匹を駆除したものであります。これら2回の駆除作業のほか、8月4日からは、西坂ため池下流の農業用水路への流出防止柵を設置し、ため池から下流への流出対策を実施し、全数駆除を実施した10月3日までに市と屋上漁協で点検及び流出したコクチバスの駆除を行ってまいりました。ため池等で駆除を行った累計は673匹ということでございます。

長良川本流での生息確認につきましては、11月1日に西坂ため池から7キロ下流において、鮎漁の差し網にかかったコクチバスの成魚1匹を郡上漁協が確認しておりまして、県は池から流出した

可能性があるということで指摘をしております。

そのほか、ため池での全数駆除以降、11月12日には郡上漁協が、11月22日には県と郡上漁協が曾部地川において電気ショッカーによる駆除を実施したというものでございます。

現在、西坂ため池については、関係者以外の立入りを禁止としまして、看板及び簡易ゲートを設置しております。

市においては、県及び郡上漁協と連携を取りつつ、密放流の防止の普及啓発に努めていきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(5 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 蓑島もとみ議員。

○5 番（蓑島もとみ） ありがとうございます。一応、バスの駆除について一生懸命努力していただいているということで、ところがこれ安心できないんです。川というのは絶滅といいますか、全部駆除するというのはほとんど無理だと思います。これから追跡調査をして、本当にあれ繁殖し始めると何もかも食べられてしまいそうな私らは不安を持っているんですけども、長良川の肉食魚というのは、大体イワナから始まってアマゴ、ウナギですとか、魚ではありませんけれどもオオサンショウオとかいるんですけども、彼らは本当に必要以上食しません。しかし、このブラックバス、コクチバスというのは本当に食欲でして、とにかくそこらに動くものがあればすぐ食べてしまうという形で、この魚が長良川に繁殖しますと、先ほど申しました鮎なんていうのは本当にいい餌になってしまうといえますか、昼間だったら逃げ回るんですけども、夜は大人しくしていますので、そういう大人しくしている魚を徹底的に食べてしまうという形だと思います。繁殖力が非常に強いです。私もため池でいろいろと調査したり網持って回ったんですけども、非常に多くの稚魚が泳いでおりました。しかも非常に警戒心が強い。先ほど申しましたけれども、ため池で私2匹確保したんですけども、2匹釣った後はたくさんいたんですけども全く餌に反応しませんでした。ほかの仲間がそういう危険にさらされると、彼らはやっぱり危険を感じてもう出てこないというような形で厄介な魚が来てくれたなというふうに感じております。どうか、これからああいったものが、誰かが持って来てあそこで釣りを楽しみたいという思いで放流したんだとは思いますが、そういうことが起こらないような形の対策を何とか取っていただけないと困るなということと、それから、これから長い目で見て、ああいった魚の繁殖状況について調査していただき、もしあれが逃げ去った稚魚たちが大きくなるようなことになってきますと、これは本当に長良川の在来種、小魚たちが徹底的に食べられてしまうような形もなりかねません。何が怖いかと言いますと、アマゴやイワナはほとんど自分の子供を食べるなんてことはあまりいたしませんけども、ブラックバスは食べられるものは何でも食べちゃいます。したがって、イワナやアマゴ、そしてほかの魚たちの稚魚、ちっちゃい子どもたちも全て平らげてしまうような状態になりかねません。ですから、私たちはどう

思っあ魚を捕えているか心配なんですけども、本当に一匹でも残っているということは非常に危険だということを認識していただいて、これから市のほうで、部長たちに何とか気をつけていただいて、観察をし、調査し続けていただきたいと、そういうふうに思います。

時間を大分余してしまいましたけども、以上で、私の質問を終わらせていただきたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、蓑島もとみ議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は11時5分を予定いたします。

（午前10時51分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午前11時05分）

◎発言の訂正

○議長（田代はつ江） 最初に、田代農林水産部長より発言を求められていますので、許可いたします。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） 失礼いたします。

先ほど蓑島議員の答弁の中で、西坂のため池の駆除の説明の中で、7月27日、10月3日に駆除を実施したということの後に、具体的な駆除の内容をお知らせする中で、私、7月23日と申し上げましたけれども、7月27日の誤りでございましたので訂正をさせていただきます。申し訳ございませんでした。

◇ 田 中 やすひさ 議員

○議長（田代はつ江） 11番 田中やすひさ議員の質問を許可いたします。

11番 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） それでは、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

今の時代、非常に変化の激しい時代でありまして、数年先を読むのも大変難しいとは思いますが、今後、我が国における予見可能な重大な変化の一つは、私は都市部の高齢化だというふうに思っています。この都市部の高齢化は、私たち地方にもいろんな意味で影響を与えてくるんじゃないかということを懸念しております。都市部の高齢化は、医療従事者の都市部へのニーズの急増を意味するとも言えます。そこで、都市部の高齢化が医師・看護師不足など本市に与える影響について、まずどのように考えているかお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員の質問に答弁を求めます。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、お答えをさせていただきます。

高齢化率について、医療圏ごとの比較が可能なデータとして、日本医師会で作成している地域医療情報システムの2020年のデータにおいて、郡上市は37.5%と全国平均の28%大きく上回っています。近隣都市である岐阜市は28.1%、名古屋市・尾張中部医療圏では24.2%と、郡上市に比べると高齢化率は低い状況となっています。

また、同システムの医療介護需要予測指数では、2020年の実績を100とした場合、それ以降、医療需要の数年間の予測では、郡上市は103、岐阜市も103、名古屋市・尾張中部医療圏では104となっており大きな差はありませんが、2030年頃には郡上市は100となるのに対して、岐阜市は103、名古屋市尾張中部医療圏では109となり、都市部では医療需要の増加が続くことが想定されます。

岐阜県が令和2年度から令和5年度までを期間として策定している医療確保計画によりますと、国が示す医師偏在指標では、岐阜県は医師少数県であるものの、岐阜市を含む岐阜圏域は医師多数区域に該当しており、他の二次医療圏では人口10万人に対する医療施設従事医師数がいずれも全国を下回っている中、岐阜圏域、特に岐阜市に医師が集中する地域偏在が課題とされ、医師確保とともに医師偏在是正が目標に掲げられています。

郡上市では、医療系の各種学校へ進学する方はみえるものの、郡上市に戻らず、そのまま都市部で就職されるケースもあり、郡上市での医療人材の確保が現状でも課題となっています。

都市部の大規模な医療機関では、若い医療従事者向けの住まいが確保されるなど、設備面や福利厚生等が充実しており、先進・専門性の高い医療や都市市街地の商業施設も多数あることから、そうしたところに就職したいと希望される方が多いのではないかと思います。

また、都市部とは違い、人口の減少と高齢化により、2030年頃には医療需要は徐々に減少すると推計されていますが、医療従事者の方も高齢化していくため、担い手不足が今後も想定されます。

都市部の高齢化が医師や看護師不足など本市に与える影響についての御質問でございますが、岐阜圏域などは現状においても医師多数区域になっており、こうした都市部の高齢化が郡上市の医師・看護師の確保に対し、直接どのような影響を与えるかについては定かではないと考えております。

（11番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 少しでも医師や看護師、医療従事者の偏在を是正しつつ、また、市民のニーズに応えていくために具体的に一つ一つ質問していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

本市は今年10月に、交通の便が悪い地域の方たちを対象にオンライン診療の実証実験を始められましたが、その効果と課題、今後についてお伺いしたいと思います。よろしくお願いします。

○議長（田代はつ江） 蓑島国保白鳥病院事務局長。

○国保白鳥病院事務局長（蓑島康史） それでは、オンライン診療に係ります御質問にお答えいたします。

国保白鳥病院におけるオンライン診療ですが、10月から小那比診療所、11月から阿多岐地区において実施しております。これにより、通常来院していただく患者さんの来院に係る移動手段や時間、診察までの待ち時間が改善されることに加えまして、医師の移動時間の削減により、院内での診察等に充てる時間が確保されるなど、双方にメリットがあると考えております。特に医師につきましては、地方における医師不足の解消がなかなか進まない中、その対応策の一つとして、DX推進の面からも有効な手段になると考えております。

現在2か所で実施しております実証実験におきまして、患者さんの反応はおおむね好評を得ております。しかし、オンライン診療が可能とされる患者さんは、その病状が安定している方や初診患者ではない方等に限定されており、この実証実験におきましては、小那比医診療所または国保白鳥病院に定期通院中の患者さんに限らせていただいております。

また、阿多岐におきましては、処方された薬について患者御自身またはその御家族等が受け取りに行く必要があるなどの課題もあるため、この実証実験により得られた結果を共有しまして改善していくことが必要と考えております。

なお、薬の配達につきましては、薬局の御協力もあり、有料ではありますが、一部において可能となっております。

なお、市民病院におけるオンライン診療につきましては、現在は実施しておりませんので、今後の導入に向け検討していくこととしております。

以上となります。

（11番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） DXを使えるところは使っていきながらも、やはりフェース・ツー・フェースというものもまた重要になってくることが分かりました。そこでフェース・ツー・フェースの話ですけれども、総務省の公立病院の経営強化ガイドラインによれば、都市部の拠点病院から地方の中小病院へ医師派遣を行うことを奨励していますが、来年度から始まる時間外労働規制の導入もある中で、どれだけガイドラインのようにいくかは不透明であると言えます。そんな中、一つの方法として期待されるのが初期研修地域医療実習への受入れであります。本市の状況と今後についてお伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 蓑島国保白鳥病院事務局長。

○国保白鳥病院事務局長（蓑島康史） それでは、初期研修地域医療実習受入れに係る御質問にお答えいたします。

市民病院及び国保白鳥病院におきましては、医師 1、2 年目で行われる初期研修プログラムにおける岐阜大学附属病院、岐阜県総合医療センター、中部国際医療センター、松波総合病院、岐阜市民病院、中濃厚生病院などといった研修機関病院の協力型研修病院と位置づけられておりまして、地域医療研修の場として研修医を受け入れております。

実績としましては、研修期間は 2 週間から 6 週間の受入期間となっており、平成30年度は市民病院が 9 名、白鳥病院が 9 名、令和元年度につきましてはそれぞれ16名と 5 名、令和 2 年度は17名と 7 名、令和 3 年度は24名と 2 名、令和 4 年度は22名と 3 名、本年度につきましては22名と 7 名を受け入れております。

また、国保和良診療所につきましては、県北西部地域医療センターとしての受入れ以外で、東京北医療センターからも受け入れております。実績としましては、平成30年度は 2 名、平成31年度が 1 名、令和 2 年度は 0 名、令和 3 年度は 1 名、令和 4 年度は 1 名、本年度は 1 名となっております。

研修医の受入れにつきましては、それぞれの診療科の医師が指導者となりまして、指導医の診察に立ち会いながら診療を行い、救急患者や発熱外来への対応、市内の保健・医療・介護の分野の見聞・体験など、幅広く地域医療を研修していただくことで、若手医師の育成につながるとわれ、医師の育成確保という観点からも、令和 6 年度以降も引き続き実施していく予定としております。

しかしながら、この初期研修における地域医療研修は、あくまでも初期研修の一環として行われているものでありますので、直接的に常勤医の負担軽減につながるものではございません。

なお、市民病院におきましては、研修医等を受け入れる場合の職員宿舎が不足しておりまして、また、白鳥病院におきましては、職員宿舎がないため民間施設を借り上げていますことから、その診療の負担が懸念材料となっております。

以上となります。

（11番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） ドクターの皆さん方が住んでいただくような場所が不足しているというような課題も両病院ともあるということを認識させていただきました。重要な課題であるというふうに思いました。

続きまして、昨年度の診療報酬の改定では、医師・看護師の負担の軽減のため、看護補助者のさらなる活用のための評価が新設されました。働き方改革と医師・看護師などの負担軽減に向けた本市の取組方針について伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 藤田郡上市市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（藤田重信） それでは、私のほうから医師・看護師の負担軽減や働き方改革への対応ということでお答えをさせていただきます。

医師・看護師の負担軽減としては、厚生労働省より、医師・看護師の負担軽減及び処遇改善に資する計画という様式が定められております。この計画が作成され、毎年見直しがされていることで診療報酬の算定ができるものがあり、病院としては必須の計画であります。

負担軽減の目標としては、病院内でのそれぞれの役割分担や他職種によるタスクシフト、タスクシェアなどを掲げ、達成状況を確認するため業務量軽減のための目標、退院後の地域における支援に向けた調整など幾つかの評価項目を設定し、達成状況を確認して負担軽減を図っております。

郡上市市民病院では年1回の計画の見直し、国保白鳥病院では毎月開催される運営委員会で進捗状況など達成状況を確認して負担軽減を努めております。

（11番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 次に、看護師さんについてですけれども、看護師さんの年齢構成などから、今後一時期に一気に退職され人手不足が顕著になるような状況があるのかないかをまずお聞かせ願いたいと思います。また、初任給調整手当などで若い看護師さんを確保するような考えはあるか。また、認定看護師などの看護師さんへのキャリアアップのサポート体制やインセンティブについて伺いをいたします。

○議長（田代はつ江） 藤田郡上市市民病院事務局長。

○郡上市市民病院事務局長（藤田重信） それでは、看護師などの雇用確保に向けたことについて回答をさせていただきます。

郡上市の看護師・助産師の採用人数につきましては、平成30年の職員配置数を基準とした職員適正化計画により採用を行っております。両職の場合においては適正配置数の5%までを加配できることとなっております。令和5年4月現在の看護師等の年齢構成、職員数は60から64歳が12名、うち看護師9名、準看護師3名、再任用フルの看護師5名、再任用時短の看護師6名、55から59歳の看護師が21名、職員が21名、看護師が14名、準看護師が4名、助産師が3名、50から54歳が16名で看護師が14名、準看護師が1名、助産師が1名、40から49歳が49名で看護師が46名、助産師が3名、30から39歳が25名、看護師が23名、準看護師が1名、助産師が1名、20から29歳が21名、看護師が19名、助産師が2名、合計で144名でありまして、その内訳が看護師が125名、準看護師が9名、助産師が10名となっています。

定年退職者につきましては、令和7年3月6名——看護師が5名、助産師が1名、令和9年3月が4名——看護師が2名、準看護師が1名、助産師が1名、令和11年3月が5名——看護師が4名、

準看護師が1名、令和13年3月が3名——看護師が1名、準看護師が1名、助産師が1名、令和15年3月が3名——看護師が2名、準看護師が1名の予定であります。

看護師・助産師確保のため現在も実施していることとしまして、県内の看護学校を巡り入職案内を実施したり、リクルート説明会等への参加により入職者を確保するとともに、高校生・中学生を対象としたセミナーの開催や職場体験を積極的に受け入れ、看護学校等を受験し看護師を目指す学生の養成など、人員確保の対策を引き続いて行っていく予定としております。

また、初任給調整手当などで若い看護師さんを確保する施策につきましては、現在は、郡上市医療職員就学資金貸付金、郡上市医療職員就職準備資金貸付制度により医療職を目指される方に対して貸付支援を行っております。

また、岐阜大学医学部地域枠地域医療コースを合格された方に対して就学資金を付与するとともに、制度も取り入れ人材確保に努めている現状でございます。

独立行政法人や指定管理の病院であれば独自の給与基準等により給与の上乗せを行うことはよいと思われませんが、県内の公立病院の中では初任給調整手当を支給しているところはないです。今後、職員確保のための施策については調査研究をしたいと考えております。

続いて、認定看護師等のキャリアアップへのサポート体制としましては、各病院において資格取得のための研修等に参加させており、取得に係る費用については各病院が負担をしているのが現状となっております。

以上です。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 最後の認定看護師等のキャリアアップへのサポート体制という意味で、例えばインセンティブという意味で自分はこういったキャリアアップに挑戦したいといった方々に対して休みを取っていただいたり、旅費とかは出してみえると思うんですけども、それに対する手当とか、そういったインセンティブ面については今後どう考えているかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（田代はつ江） 藤田郡上市民病院事務局長。

○郡上市民病院事務局長（藤田重信） インセンティブという部分につきましては、県内の公立病院、そちらのほうを併せて確認をしましたけれども、明確な回答はありませんでした。なので、資格手当みたいなものが今後設けることが可能かどうかということも含めて、先ほどの初任給調整手当等と併せて調査研究をしていきたいと思います。

(11番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中やすひさ議員。

○11番（田中やすひさ） 貸付金や準備金という部分も郡上市就学資金とか用意していただいていますけれども、またそれとこれとは別の話ですし、やはり看護師さんが一生懸命頑張ってキャリアアップしようという部分に対して、しっかりとしたサポート体制を組んでいくことは、郡上市民にとっても非常に重要なことだし、多分お医者さんにとっても非常に大事なことになると思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

いずれにせよ、地域医療は市民みんなの財産ですので、しっかりとした待遇面でも改善をしていただいて、市民のこれからの安心・安全のために重要なものですので、しっかり取り組んでいただければありがたいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。しっかりと検討していただけるということですので期待しておりますので、よろしくお願いいたしますというふうに思います。

それでは、大分時間が余りましたが、これで私の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田中やすひさ議員の質問を終了いたします。

それでは、昼食のため暫時休憩をいたします。再開は午後1時を予定します。

（午前11時27分）

○議長（田代はつ江） それでは、時間前ですが、皆さんおそろいですので、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 0時59分）

◎発言の訂正

○議長（田代はつ江） 最初に、田口健康福祉部長より発言を求められていますので、許可いたします。

田口健康福祉部長。

○健康福祉部長（田口昌彦） それでは、失礼いたします。

午前の山川議員の放課後児童クラブの設置状況、設置数の推移の御質問への回答におきまして、平成27年度には8か所、令和元年度から9か所、そして現在は12か所とお答えをしておりましたが、令和元年度におきましては11か所が設置されておりましたので訂正をさせていただきます。誠に申し訳ございませんでした。

◇ 三 島 一 貴 議 員

○議長（田代はつ江） それでは、6番 三島一貴議員の質問を許可いたします。

6番 三島一貴議員。

○6番（三島一貴） 6番 三島です。議長より許可を頂きましたので、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

私からのこのたびの一般質問は、デジタルデータについてというものを1つ掲げさせていただきました。今まで一般質問を通じてICTの活用とかDXのということでいろいろ質問させていただきました。そのことは大体方法論というか、そういう活用をしてどうしたらというようなことでの質問でしたが、物について、今回はデジタルデータということで、物についての質問をさせていただきたいと思います。細かくは4つと分けておりますので、順番に行っていきます。

1つ目といたしまして、郡上ケーブルテレビの映像の取扱いについてということをお聞きしたいと思います。

郡上ケーブルテレビでは、いわゆる郡上ケーブルテレビエリアでは、テレビをつけますと12チャンネルで放送を行っています。自主放送ということで郡上ケーブルテレビ放送センターが市内の様々なイベント等にお出かけをして長い時間撮影をして、そしてその撮影データを持ち帰って、短い時間に編集をして、それを組み合わせて自主放送の中で流していると思います。

コロナ禍において、外出自粛やイベントの開催自粛によって撮影ができなくなったそうです。このチャンネルはどうなるんだろうと見ておりましたら、過去の放送を流しておりました。約10年前、15年前のちょうど郡上ケーブルテレビのトピックスの再放送ということで流しておりました。僕、個人的にも思いましたし、市民の方からいろんな意見をもらいました。ほんと久しぶりに見たし、自分が映っておって若かったなとか、本当あれってよかったなと再放送で見られてうれしかったということを市民の方から言われました。僕も見ておって、本当にすごい懐かしいし、この中の議員さんの方々もいろんなイベントに出られて、あ、あの議員さんあんなに若かったんやなんて言っておって楽しく見させていただいていたのが覚えがございます。

逆に言うとそういうことができたのは、郡上ケーブルテレビ放送センターというものが自分のところで撮影をして、そのデータを保管しておったからこそ、ああいったことができたんじゃないかということで思っております。ですので、こういったデータというのは重要な資産になるのではないか、そんなことを思うところであります。

ですので、少しそのことで御質問したいと思いますが、今、現時点、郡上ケーブルテレビの映像の取扱いについてお聞きします。

まずは、現在の保管の仕方での撮影のデータです。先ほど言われたように撮影に行きますと、本当に1日長い時間撮影します。そのデータを今も現時点、生でそのまま持っておられるのか、もしくは編集後のデータを持っておられるのかということを、どのようにして保管しているかということをお聞きしたいと思いますのでお願いをいたします。

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員の質問に答弁を求めます。

河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 議員の御質問のとおり、郡上ケーブルテレビの番組や映像のデータについては貴重な資産でございますので、これを適切に管理、保管をしていくことはケーブルテレビ局としての大きな責任であると認識をしております。

郡上ケーブルテレビの映像の取り扱いについてですが、市内の行事やイベントなどをお伝えする郡上トピックスは、撮影時の素材データ、生データです。及び編集後の番組データを全て、ハードディスクやブルーレイディスクと呼ばれる光磁気ディスクにデジタルデータで保管をしております。そのほかの番組につきましても基本的には同様の取扱いをしております。

以上でございます。

（6 番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6 番（三島一貴） 安心をしました。やはりこの大事な資産ということも御理解いただいている中でしっかりと保存されているということは大変うれしいと思います。

やはり郡上トピックスを見ておりますと、大体地域のイベントごととか、そういったことが多いです。もちろん地域の中で撮影もされておると思うのですが、こうやって市が率先してケーブルテレビを通じてそういったものを残しておるということは、これからのいろんな文化の継承とかに含めて残っていくのではないかと考えておりますのでしっかりと保管をして、例えば何十年経ったから、これはもう捨てるんやじゃなくて、一生残していただきたいようなことを考えております。

そして次に、この保管しているデータの将来の活用や利用などは市としてはどういうふうを考えているのかをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） 先ほどもありましたように、コロナ禍における外出の自粛やイベント自粛等の際には取材ができず新たな番組の制作ができないことから、保存してある過去の番組を放送させていただきました。

また、昨年度は、二十歳を祝う会に出席した若い人たちが幼稚園や保育園の頃に「ちびっこ集まれ大きくなれ」という番組で、例えばケーキ屋さんになりたいとかサッカー選手になりたいとか、こういった将来の夢を語った映像がデータとして残っておりまして、特別番組として二十歳を祝う会などの番組に合わせて放映をし、多くの方からお褒めの言葉を頂いたところでございます。

このほかにもたまたま進めておりますが、郡上市の合併、市制施行20周年の記念映像の制作にもケーブルテレビの映像データを活用しておりまして、過去の映像の価値を改めて認識しているところでございます。

また、郡上ケーブルテレビでは、将来に残したい歴史、文化、人物などを取り上げた番組を制作

することで歴史的な価値の高い映像を保存していこうと、こういった考えから、市に関わりのある歴史、文化を深く掘り下げる郡上歴史探訪、市内の昔話を絵と郡上弁の語りで紹介する郡上の昔話、郡上かるたの絵札を副読本に沿って紹介する郡上かるた巡り、そして郡上で頑張っている元気な方や団体を紹介する郡上元気人、こういった番組の制作にも取り組んでいるところでございます。

これからも祭礼などの地域イベントや学校行事、市のイベントなど、映像データについては関係機関と連携をしまして適切に管理、保管するとともに、番組素材として保管しているデータを再利用、活用することで市民の皆様に感慨深さ、また懐かしさを感じていただけるような番組制作に取り組んでまいりたいと考えているところでございます。よろしくお願いします。

(6 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6 番（三島一貴） 大変うれしいお言葉だったと思います。本当に貴重な資産だと思って残していただいて、やはりこの何十年とやっておるからこそ活用ができています。先ほどの二十歳を祝う会、僕も聞きました。やはりこれはそれだけ長い間保管しておったから使えるということで、本当に二十歳を迎える方々も喜ぶと思います。昔の姿はその会場で見られて。面白おかしくいろんなお話もできると思います。やはり保管をしておったからできるということだと思いますし、今の答弁の中でしっかりやっていただいているということを知りましたので安心いたしました。

ただ、映像には肖像権という問題があるようです。僕もあまりその辺あたりは詳しくありませんけど、本当にこのあたりは気をつけていただいて進めていただきたいですが、あんまりこのことばかり考えていると今度利用もできなくなってしまうので、その辺は上手に考えて、うまくできることとやっていただきたいと思います。

少し紹介しますと、僕のところによくお話が来るのがケーブルテレビに出たんだけど、その映像が欲しいと、いわゆる録画をしてディスクにしてほしいという相談がよく来ます。僕は今、著作権の問題とかもあるので難しいですから、そのあたりは1回放送センターに相談したらということで、放送センターも多分そのデータをくれると思うんですけど、結構市民の人も出た人はそういったものを欲しいということも言われます。なので、そういった保管ばかりして囲っておくだけじゃなくて配布ということも検討しながら進めていただくと大変いいのかなと思いますので、また引き続きよろしくお願いをしたいと思います。

続きまして、2 番に入ります。デジタルアーカイブの進捗状況はということで質問を掲げております。

過去の一般質問でこのデジタルアーカイブについても、私、質問させていただきました。その後、このようにいろんなことをやられておりますので、その後の進捗状況や経過報告をここでお聞きしたいと思いますし、また、これからの進め方とか考え方も一緒に聞きたいと思います。

いろいろ調べておりましたらデジタルアーカイブシステム——ADEACというシステムを使って、郡上市のほうはそこにデータを上げているということも確認しましたが、そのことについても詳しく経緯とか、またその今後についてもお聞きしたいと思いますので、お願いいたします。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それではお答えします。

郡上市歴史資料館では、収蔵している史資料について、写真撮影やスキャニングを行って資料をデジタル画像として保存して蓄積を行っております。保存媒体として市のサーバーで保存しております。アーカイブでございますが、情報やデータを整理し保存・保管することで、主に紙媒体の書類、書籍、写真などのアナログデータや文書や電子メール、ウェブページ、画像、音声、動画などのデジタルデータを対象としております。アーカイブの目的は情報の整理、検索性の向上、長期保存、バックアップ、歴史的価値の保持などとなります。

その中でデジタルデータのアーカイブの方法には、オンラインアーカイブとオフラインアーカイブがございます。オンラインアーカイブにつきましては、インターネットやネットワーク経由でアクセス可能なデータストレージにデータを保存する方法で、クラウドストレージやデータセンターが典型的なものとなります。オフラインアーカイブは、物理的なメディアでCD、DVD、外づけハードディスクにデータを保存し、アクセスが制限された状態で保管する方法となります。

歴史資料館の事業につきましては、資料の収集・保存という活動自体がアーカイブということになります。その中でデジタルデータについては、先ほど申し上げましたように市のサーバーで保存しているということで、オフラインアーカイブということになります。歴史資料館で保存している資料につきましては、収蔵庫での保存ばかりではなく、その資料を活用することが重要となります。資料の活用として企画展示の開催でありますとか館報の発行などを行っておりますが、その他プライバシーや著作権等の法的な問題がクリアされているデジタルデータの公開・活用も必要となります。

システムの採用をしました経緯等についてでございますが、デジタルデータの活用のための公開につきましては、安全性の面から市のサーバーへのアクセスはできないことから、オープンな環境での公開を検討する必要がありました。また、デジタルデータを公開するには、市単独でのシステムの構築やネットワーク化、また維持には多額の費用がかかることが考えられました。そこで導入の検討した結果、デジタルアーカイブのプラットフォームが整備され、国内のネットワーク化が既に構築されているデジタルアーカイブシステム——ADEACでのデジタルデータの公開が最適であると判断いたしました。

ADEACのシステムは、博物館、図書館、大学等の研究機関での導入実績もあり、外部からの閲覧の利便性と安全性が担保されており、今後についてもオープンアーカイブとして公開を継続し

ていく予定であります。

なお、実施しておりますデジタルアーカイブの状況は、令和2年度末より館内で収蔵している郷土資料、郷土刊行物、写真、絵はがきなどでスキニングによりデジタル化したデータのうち、令和4年度までの3年間でコンテンツ件数は301件、写真データで3,000枚以上をオープンアーカイブとして公開しております。令和5年度も95件の追加公開するために作業を進めております。

今後はデジタルデータの公開のほか収蔵資料のデジタル化も進め、データの蓄積も行っております。

メタデータにつきましては、歴史資料館では資料の受入れについて写真撮影やスキニング作業、資料の基礎データ、年代、作成者、内容、数量などの情報の台帳への記入作業を会計年度任用職員や調査員が行っております。メタデータとはその資料の内容を示すもので、歴史資料館では基礎データの整理が資料収集の必須事項であることから、メタデータとして基礎データを作成しております。

以上でございます。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) 活用については次の質問でさせていただきますので、少し先の今のことで話しますが、今、メタ情報の話も出てきましたのであれですけど、デジタルアーカイブの一番の目的は、アナログ、今までの紙媒体をデータ化するだけが目的ではなくて、紙媒体をデータ化することによってサーバーに入れればたくさん保存ができるという目的だけではなくて、データ化した後に検索ができるということが一番の活用方法だと思うんです。単純にこの1枚の紙をデータにして入れれば、紙を探すと同じ作業になるんです。このサーバーの中からその紙を探さないといかんのですが、さっき言ったメタ情報さえそのファイルに埋め込みをすれば、検索をすれば瞬時にそのものが出てくるんです。やはりそのことが一番大事だと思います。ただ本当にいろんなものを写真を撮って入って保存するだけでなく、今、先ほどやられているということは言われましたのでいいんですけど、本当にそのことをやって、そのデジタルデータがその後に活用できる方法というのは検索ができることが第一の優先事項だと思っております。そのメタデータを入れることは全て手作業なんです。この紙をスキャンしてデータにしたときに、いわゆるPDFにしたときにも、このまま1枚が単なる画像として残るだけなんです。それをその中にこの資料はどんなものなんだとか何なのだというのは、全て手打ちで打ってあげないといけないという仕事が出てくるんですけど、このことは本当大変だと思います。今の令和2年度からの実績のデータも数字も言われましたけど、正直少ないなという気持ちはあるんですけど、一つ一つしっかり手で打っていかうと思うと物すごい大変な作業なんです。しかしながら逆に考えて、その仕事があるということなんです。このことは

必ずやらないといけないことですから、そうすると市としてもこのことに真剣に取り組んで、例えば会計年度任用職員と言われましたけど、本当にしっかり雇用をしてそういった形で打ち込みのことも取り組むべきだと考えております。

そうして例えば雇うにしても郡上市民に限ってです。なぜかと言いますと、古い書類の中で方言、いわゆる郡上弁が出てきたときに郡上市民なら分かりますよね。そうするとそういうことを訳して言葉も分かるし、例えば細かい位置情報のことでも郡上に住んでいる人だったら、ああその話だとかこのことだということもすぐ分かります。これらを市外の人にやらせたとしても全く分からず、もう見よう見まねに多分打つだけで、あまりデータとしても正確なものが出てこないと思います。そんな中でこういった仕事も1つできるようになりますと、本当に郡上市民の中の雇用のことも増えていくと思いますので、こんなことはしっかりと時間がかかるからゆっくりやるのではなくて、本当に一生懸命やっていただきたいなということを思います。

引き続き、この3番の話に続きますが、このデジタルデータの活用の方、先ほどの答弁の中に少し混ざっておったので、また同じような質問になるかもしれませんが、やはり一番最初の郡上テレビの映像から今のデジタルアーカイブについてに結びついてくるんですけど、やはりこの保存をしてあったデータを保存することは目的じゃないんです。今、歴史資料館も、まずは基本は、郡上の中にある古いものをデータ化して残すということが目的でもあると思いますけど、残すことが目的じゃなくて残してその後、それをどう活用するかということが大事だと思います。このデータの活用によって、本当に地域の発展も考えられていくと思うんです。さっき言ったデジタルアーカイブシステム——ADEAC、あそこのホームページで郡上市の情報を見ますといろんな古い情報を掲載されているもんですから、例えばそれを都市部の人たちがそのシステムで見て、いわゆるインターネット、ホームページで見て、こんなの郡上市にあるなら行ってみようとか、そんなことで郡上市に訪れていただいたりとか、そんなこともできると思いますし、かなりいろんな観光的なお話にもつながっていくと思っております。そういったことを含め、市としてはどういうふうにお考えを持っているのかお聞きしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 郡上市歴史資料館としては、先ほどの御質問でも回答させていただきましたが、保存している資料のデジタルデータについてはオンラインアーカイブとしてADEACシステム上で公開、活用を行っております。

歴史資料館がデジタルデータについては、プライバシーや著作権等の法的な問題がクリアされているものを公開しておりますが、全ての資料をオンラインアーカイブとして公開して利用いただくことはできないと考えております。

しかし、今後も利用可能なデジタルデータについては積極的に公開を進めたいと考えております。

歴史資料館では歴史資料等を中心にアーカイブ化し、一部のデータを公開できるようにしております。これは不特定多数の人がいつでもどこからでもアクセスできるようになり、例えば資料館に行かないと見るができないといった制限はなくなり、多くの人々がデータを共有し、学習教材や生涯教育、多くの研究に活用されるものと考えております。

歴史資料館のデジタルアーカイブについては、内閣府知的財産戦略推進事務局が進めております国の分野横断型統合ポータル、ジャパンサーチとリンクしております。郡上市の資料を広く公開しております。ジャパンサーチは国の幅広い分野のデジタルアーカイブと連携して多様なコンテンツをまとめて検索・閲覧・活用できるプラットフォームとなっております。

デジタルアーカイブジャパン推進委員会・実務者検討委員会の方針の下、様々な機関の協力によって国立国会図書館がシステムを運用しております。現在、222のデータベースと連携し、2,905万4,072件のデータを収録されており、歴史資料館のデータもその一部として活用されております。

歴史資料館のデジタルデータについては、郡上の地域に関わる資料の収集・保存を進めており、将来的には様々なデジタルデータの活用は学習だけでなく産業振興でありますとか地域防災、地域づくりなどに役立てることも可能と考えております。

現在、ICT技術はAIの活用により飛躍的な進歩を遂げておりますが、その基本的なデータとして多くのデジタルデータが必要となります。今後のデジタルデータの収集、またアーカイブにつきましては、社会的な状況を踏まえて収集方法や保存をどのようにするか検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

(6 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6 番（三島一貴） 本当に大変なことだと思いますけど、しっかりと頑張っていただきたいと思います。

ちょっと苦言を言いますと、今回質問にするに当たっても歴史資料館はどうやろうと思ってパソコン、インターネットで検索するんです。専用ホームページがないんです。市の一部のホームページの中の一部に歴史資料館の情報が書いてあるだけで、例えば、ほかに市内にある博物館もそうですよね。なかなか専用のホームページを持っていないんです。これぐらいのしっかりした資料館でするので、できれば専用のホームページを持って開館時間もしっかり書かれて、定休日も書かれて、駐車場はどうやとか、しっかり書かれて外部からの人を招くようなことをやっぱりするべきではないのかなと思います。

また、さっき言ったADEACについてもなかなかこれは皆さんやられるということを知らないと思うんです。やはり専用ホームページを持ち、その中でもこういったことで情報を公開していますということをうたわないと、僕も今回この質問をするのに決めたときに話してきたときから逆に

教えてもらったんです。ADEACというものがあるぞと、1回見てみたいということで、それを僕も初めて知ったんです。だから、皆さん結構知られないですし、市民も知らんということは、もちろん市外の人も知らんですし、これだけ正確にいいものをやっているものですから、もっともっとどんどんPRしてやっていただいて、やはりそういった今の時代、ホームページ、またはSNSの活用によって人が来ます。博物館でも、例えば白鳥でも白山文化博物館がありますが、かなりいいものを持っているんです、展示物を。僕もあれは前からずっと言うんですけど、もっともっとネットで公開したほうがいいと、ネットで写真で見たから、はい、終わりじゃないです。やっぱり好きな人はネットでこういうものがあると見たときに、本当に好きな人はほんなら現地へ行こうと、現地へ行って本物をこの目で確かめようということをする人たちだと思うんです。だから、そういったことに活用にも、ぜひホームページをしっかりと作っていただいて、多くの人を招くことをやっていただきたい。それがこうやってデータの活用が続いていくと思いますので、このこともお願いをしながら質問をさせていただきたいと思います。

それでは4番に入りますが、関係各所との連携についてということです。

一番最初のケーブルテレビの映像データ、これはもちろん郡上ケーブルテレビ放送センターというところがありまして、そこを担当しています郡上市の中では情報課だと思いますし、また今言った歴史資料館のことでは教育委員会はもちろんですし、また博物館関係、または学校とか公民館とかもこういったデジタルデータというのは持っていると思います。もちろん地域のイベントことをやっている、例えば神社のことでもそうですし、いろんなことでもそういった文化のことでも必ず結構皆さん各々データを持っているんです。やはりそういったデータを持っている人たちが連携を取って、このデータの保管、デジタルアーカイブについてデータの取扱い、保管、また活用も含めて話し合いをすることということは本当に必要ではないのかなということを強く思います。だから、このデータの重要性、この本当の資産、さっき一番最初に話しましたが資産、財産だということをしかりと思っで進めていっていただきたい。

だから、関係各所との連携というのは、もう今では各所各所で単体で動いておりますけど、やはり連携を取って、この市の財産だということを認識をもってやっていただきたいと思います。

また、市の関係文書でも多分そうだと思いますけど、保存期間が来たらある程度決まっているんですね、保存期間が市の関係文書。そういったものも保存期間が終わったら、捨てとるのかははっきりは聞いていないですけど、そういったことでもなくそういったものを全てデータして、例えば議事録1つでもそうですよね。過去にこういった議事録があるというのも、そういったものも今は、今の議事録というのは多分パソコンで作っているんでデータ化されていると思っているんですけど、過去のやっぱり紙で残っている、そういったものもしっかりとデータとしてやってみた情報を残して、検索で後で引かかるようにして、そういったものも財産になってくると思います。そういっ

たことで活用できるようにして準備していくということは本当に必要だと思いますけど、市の考え方はどうかお聞きしたいと思います。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） 郡上市歴史資料館では資料の収集、保管する中でデジタル化作業を行ってデータ保存を行っております。またそのほかに、市史編さん事業を進める中で市役所総務課が所管する市の保存文書について、歴史資料館に文書を移管し、文字起こしや画像保存を行っております。市役所や郡上ケーブル放送センターなどではそれぞれがデジタルデータを保存しておりますが、これは個人情報や著作権、肖像権等の法的な制約があるデジタルデータがあると思われます。現在、市役所が保存するデジタルデータについては、それぞれの部署において保存を行っております。

教育委員会としては、市が保存するデジタルデータも歴史的資料と考えておりますが、データの内容は多岐にわたるものが多く、どのように整理し保存すべきかを研究し、方針を検討する必要があると考えております。

教育委員会としては、デジタルデータを歴史資料として保存する観点から、歴史資料館が行う市史編さん事業での資料の収集と併せて、これまで行っているデジタルアーカイブでのデータ公開を検証し、デジタルデータのアーカイブについて、歴史資料としてデータの保存方法やオンラインアーカイブで公開できるデータの在り方、関係機関との連携・活用方法について、今後真剣に検討してまいりたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

（6 番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 三島一貴議員。

○6 番（三島一貴） ぜひしっかり頑張っていただいて、またその中で民間の力も借りるということも方法だと思いますので、関係各所と連携を取って行っていただきたいと思います。

郡上市の中においては岐阜女子大学の関係で郡上白山文化遺産デジタルアーカイブ作成委員会というものがあって、いろいろこのデジタルアーカイブについて進められているということも聞いております。

11月6日に市長とその岐阜女子大学関係者の方と意見交換をされたということを聞いております。その作成委員会が作られた資料集、上と中というものを市に寄附されたということも聞きました。それは何かと言うと、郡上市中の中にある写真をまとめたものです。それを寄附されて、市長にはこの写真を御自由にお使いくださいと、著作権も何もしないで御自由にお使いくださいということで寄附されたということも聞いておりますが、市長そのあたり、意見交換された感想をお聞きしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 日置市長。

○市長（日置敏明） 今、お話がございましたように、11月6日に岐阜女子大学の松川禮子学長さん、

そしてまた担当の久世均教授、そしてまたただいまお話のあった郡上白山文化遺産デジタルアーカイブの作成に協力された地元の委員会の皆さま方、関係者と懇談をさせていただきました。

その際、お持ちを頂きましたのは、今回は中巻でありましたが、この岐阜女子大学でこの郡上白山文化遺産という大きなテーマで、これは郡上市だけではなくて白山をめぐる様々な地域の画像等も入っておりますが、当日お持ちを頂いた、これは中巻ですけれども、もう一つ分厚い上巻というものもあるんですけれども、およそこの中に今、上巻、中巻だけで200テーマぐらい、200項目ぐらい、そして含まれている写真は各1ページに50枚ずつ入っておりますので、これが全部で約1,500ページ弱にわたって、そのデジタルデータを紙ベースに落としてあります。これだけ見ましても約7万点以上の写真が収録されており、またそれが先ほどのお話のあったメタデータといいますか、どこで誰がどういうものを撮った映像なのかという資料も整理をされているという、これが今、岐阜女子大では、このデジタルアーカイブとして皆さんに活用していただけることが可能となっていますという御説明を頂きました。そして、さらに最後の仕上げとして、下巻に相当する最終的な作業もしていきたいということで、岐阜女子大の狙いは、これは地域の課題を解決するためにこうした地域文化資源を守り、そしてそれを知的に活用する、そういう人材を育成するということに狙いがあるという御説明を頂きて非常に感銘を受けました。既にこうした研究を、そして実績を積んでおられますので、私たちも先ほど教育次長が説明しましたように、郡上市のデジタルアーカイブの作成とともに提携、協力してやっていければというふうに思っております、そのためには確かにこのデジタル資料を作成する、そして保存をする、活用をするというようなことが必要でございまして、その全てのことについて、人材という問題があるかというふうに思います。

アーカイブの様々な作業をできる人をアーカイビストと言うそうですけれども、そうしたしっかりしたトレーニングを受けた人材も、これから郡上市でも育っていくことを希望いたしておりますし、何よりもこうした技術的な発展の下に進められているデジタルアーカイブの活用を十分、郡上市も考えていかなければならないということを強く感じた次第でございます。

(6番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 三島一貴議員。

○6番(三島一貴) ありがとうございました。本当に市長もそうやって思っていて、このデジタルアーカイブが本当に重要なんだということを理解していただいているというふうに、今把握をさせていただきました。ぜひ郡上市において、これを早急にしっかりと進めていただきたいと思います。

最初にありました、このデータがあったらこそ今度の20周年の映像もできるということもありましたし、四季、この郡上市の春、夏、秋、冬は大変長い期間いろんなことがあります。そういったこともデータに落としておいて、僕が思うには、そういったものをどんどん公開して、もう著作権

要らないからどんどん使ってくださいと、それを全国、世界に発信して、大変すばらしい自然がありますので、そういったものの写真をどんどん配って、どこかで勝手に使われたら、そうするとその自然を見て、これどこなんだ、あんな自然があるなら行ってみたいなんて言って、そんな人も出てくると思います。そんなことでそんな活用もできると思いますし、とにかくデータを囲っておくだけじゃなくて、どんどん公開して利用して、いろんなことに活用していただきたい。そのためにもデジタルアーカイブをしっかりと進めていただきたい。そんなことを強く思っただけでなく、今回質問させていただきました。

本当にいい答弁をもらったと思っておりますし、また、ぜひ郡上市も頑張っていたきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、僕からの質問は、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、三島一貴議員の質問を終了いたします。

それでは、ここで暫時休憩をいたします。再開は1時50分を予定いたします。

（午後 1時36分）

○議長（田代はつ江） 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

（午後 1時47分）

◇ 田 中 義 久 議 員

○議長（田代はつ江） 4番 田中義久議員の質問を許可いたします。

4番 田中義久議員。

○4番（田中義久） それでは、質問通告に沿いまして一般質問をさせていただきます。

今日と言いますか12月議会の最終盤でありますのでお疲れだと思いますが、よろしくお願いいたします。

私は今回、「木の国・山の国郡上」、この山の話と、もう一つは合併20年で郡上市に出先機関がいろいろ増えてまいりました。その中でよりよい結果を出していただくために少し工夫することで合理的な運営ができるのではないかと行革の話と、この2点につきましてお尋ねをしていきたいというふうに思います。よろしくお願いいたします。

はじめに、郡上市の歌、私の好きな歌なんですけれども、その一番冒頭に、「緑したたる山なみに きらめく水の長良川」、こうあります。この歌詞の美しい郡上の山々を守り、そして次世代に引きついでいくということが私たちの責任だと思いますけれども、そのことを考えたときに、平成30年、画期的な法律が制定されました。これは、森林経営管理法という法律であります。これによって手入れの行き届いていない森林については、市町村が森林所有者から経営管理の委託を受けま

して林業経営に適した森林は地域の林業経営者に再委託するとともに、林業経営に適さない森林につきましては市町村が公的に管理し、すなわち市町村森林経営管理事業を行うことができるという、こういう新しい制度ができました。

それまでは、森林所有者が自ら、あるいは誰か知り合いの民間事業者や森林組合などに委託をして森林経営を行ってこられたわけでありますけれども、子や孫が都市部へ転居され、あるいは所有者の家族が不在となり、山の守にはお金がかかることから、どんどん山から人身が離れ、結局多くの山々で手入れが行き届かず、災害の恐れや人家の周辺まで危機が迫り、また、大事な山林資源が生かされないと、こういうふうな状況も生まれてきております。

もちろん、しかしながら、郡上市においては、市の林政事業も国・県の支援を得て意欲的に取り組まれております。また、民間事業者も森林組合もこの9万ヘクタール、これに及ぶ森林を大いに守っていただいております。そして、山林資源を生かそうという取組が非常に進んでおります。私は敬意を持って受け止めているところでございます。

そこで、こうした先進の下地に加えまして、郡上市でも森林経営管理制度が導入されました。しかも、この法律施行日に合わせて制度運用を担う郡上森林マネジメント協議会が平成31年4月1日にスタートしました。恐らく全国的に最も素早い取組であったのではないかと私は思っております。

このマネジメント協議会は、その少し前に県と郡上市で策定をされました林業成長産業化地域構想の中に森林の一元管理と川上・川中・川下の連携強化を目指すために設立が盛り込まれまして、関係者有志、非常に詳細の検討も行われ、森林づくり推進会議も関わられて設立されたと聞いております。この緻密でネットワークのよさに郡上の森林関係者の熱い思いを私は感じるわけでございます。

自分は議会の中で産業建設常任委員会に所属しております。また、森林づくり推進会議にも参加をさせていただいておりまして、実際に白鳥町向小駄良や中西、また八幡町初納などのこの事業の現場を視察させていただいております。まさにこうした現場が動いてきたなど、こういうことを実感しているものであります。

さて、こうした土台づくりに森林環境譲与税という資金の裏づけができて、鳴り物入りで発足したマネジメント協議会、これも5年目を迎えております。

まず第1問、これまでの活動実績と目標対比での事業評価、さらに改善すべき点などを担当部長さんにお伺いいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 田中義久議員の質問に答弁を求めます。

田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） それでは、御質問にお答えさせていただきます。

まずは、郡上森林マネジメント協議会のこれまでの実績についてお答えいたします。

まず、森林経営管理制度に基づく事業におきましては、令和元年度より事業を開始いたしまして、令和4年度までの実績でございますが、移行調査また地域の説明会、個別説明会については、21地区で対象者1,120名に及びまして、796ヘクタールを実施いたしました。境界明確については10地区、対象者287名、787ヘクタールを実施、専用プラン作成は4地区、94ヘクタールを実施しております。また、これに基づく実際の森林整備については2地区、53ヘクタールとなっております。

森林経営管理制度の事業以外にも郡上森林マネジメント協議会の職員が講師となりまして、生産性向上技術指導、林業木材産業の需要情報の共有と活用推進のための検討会の開催や先進地視察などを実施してまいりました。

森林経営管理制度は、4年間で796ヘクタールの意向調査を行い、今年度実施中の436ヘクタールを含みますと1,236ヘクタールとなり、市内で適切に管理されていない人工林で木材生産に適していないという私有林1万2,000ヘクタールのうち1割相当の調査を実施したということになります。

この森林経営管理制度の実施に当たっては、当初は手探りで行ってまいりましたが、郡上森林マネジメント協議会の陣容も整ってまいりまして、事業実施の方法やスケジュール感もつかめてきましたので、これからは着実な事業推進が図られると考えております。

ただ、その一方で、未相続林の事業実施など新たな課題も見えてきたというところでございます。県や森林組合との月例会議を通じて、改善、解決を図っていきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございます。大変多くの地区で、また広大な面積の取組が始まり、実績として上がってきているということでございます。

マネ協が担う業務には、特に森林情報の管理あるいは共同利用の推進、森林境界の明確化の推進、あるいは森林経営計画の作成支援、実行管理支援、こういうことも先ほどのことに加えて多いにあるわけでございます。これは、令和5年度からは実に10地区、400ヘクタールというふうな計画がなされておるといふふうにお伺いしております。しかも、先ほど言いました全ての業務は同時進行していくという状況になりますので、非常にボリューム的には大変なものがあるであろうというふうに思います。しかも、人相手の仕事の部分もあります。そういうことで滞ることもあるのではないかとこのように思います。その分、結局は滞れば繰り越していくと、面積は累積していくとこのようになりますが、私はたまたま視察をしました先月だったと思いますけど、白鳥町中西の現場では、今年の予算が来年度に繰り越されるというふうなお話もお伺いしました。そうすると、今年の繰越しですから来年の事業に上乗せになって事業量としてはその分増えていくということになります。

そこで、第2問はこれらの事業量が現マネジメント協議会の体制に対して過剰ではないかというふうに少し感じることにについてであります。境界明確化などの非常に大事なソフト的な取組がさらに推進されるためには、例えば、昨年度の森林環境譲与税を使って、この関係の事業で5,000万円の残余がありました。これを令和5年度には足して2億8,000万円の事業の予算を組まれたわけではありますけれども、もう少し配分としてスタッフ強化といいますか、実際に担っていただく人的マンパワーの強化というものに投入する必要があるのではないかなと、こんなような印象を少し持っております。この点、担当部長としてはどうお考えでしょうか。あわせて、これからの展望につきましてもお示しをいただきたいと思います。

○議長（田代はつ江） 田代農林水産部長。

○農林水産部長（田代吉広） では、お答えをさせていただきます。

郡上森林マネジメント協議会の事務局職員ですけれども、令和元年度スタート時ですけれども、森林組合の兼務職員2名でスタートしたということでございます。その後、令和2年度にさらに2名の森林組合の兼務職員を増員したということですが、増員された職員については、森林組合業務を兼務で行わなければならない、加えて組織は立ち上がったばかりということで、新たに始まった森林経営管理制度は前例がないことから手探り状態で進めることしかできず、事業進捗もままならない状況ということでした。

ただ、令和4年度、市役所退職職員1名と県退職職員1名の2名を増員いたしまして、これにより郡上森林マネジメント協議会の職務に専念できる職員が増加したということから、事業規模を一気に倍の10地区に拡大をすることができたというものです。

さらに、本年度はもう一名の市役所退職職員と、それから森林組合業務からも派遣職員1名を増強いたしまして常勤6名体制とし、さらなる体制強化を図ったというものでございます。

森林経営管理制度の中で、意向調査は事業全体の計画調整、スケジュール管理などの必要から郡上森林マネジメント協議会が専属で行っております。

ただ、境界明確等については、当初はマネジメント協議会から森づくり協同組合に再委託を行って実施しておりましたが、一層の事業推進を図るというために、現在は測量会社を含めた複数の民間事業者にも再委託を行って実施をしているということでございます。

また、施業のプランニングについても森林組合に委託しておりますけれども、森林組合職員の経験不足などから時間を要していたということから、県が認定するプランナーを養成する講座に、毎年森林組合等の事業者から事業者を募り、市在住のプランナーを育成して施業の円滑化を進めているところでございます。

こうして年を追うごとに改善を重ね、それぞれ得意分野での複数の事業者、関係者が業務に関わっていく仕組みづくりを構築して事業を進めておりますことから、郡上森林マネジメント協議会に

おいては、現在のところは事業量が過剰ということは考えておりません。

ただ、今後の状況を注視しながら、必要な場合には、また組織体制の充実というものは考えていきたいというふうに思っております。

また、議員御指摘の積立金においてですけども、大和小学校の木質事業分の2,600万円分がこちらに入っているということで、通常においては事業の変更、また、入札差金などが次の年の積立金になるということで、今回御指摘いただいた分についてはちょっと多いと、多めのものがあつたということでございますので御理解いただきたいということでございます。

今後、郡上森林マネジメント協議会が調査等をした森林については、市が毎年10か所ほどの森林整備を新たに実施することになると、これにより市のほうの事業量が膨大になるということもございまして、事業が停滞することが懸念されております。そのために市の組織強化も必要と考えております。幸い、職員人件費も森林環境譲与税の使用目的に合致するというところでございますので、人手不足の厳しい状況ではございますが、市の組織強化についても検討する必要があるということも考えております。

以上でございます。

(4 番議員挙手)

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4 番（田中義久） 大変分かりやすく御説明いただきましたし、特に初めて行く中ですから試行錯誤ももちろんあります。そして、当然ですけどマネジメント協議会だけでやっているわけじゃないですから、今のように大いに民間の事業者の皆さんと力を合わせてやっていただければいいんだというふうに思います。

ただ、どうしてもこのことに期待が大きくて、自分も自分の地元の関係でこれに採択されたことが非常にうれしくてありがたいとこういうふうに捉えているのに、今言われた中にもありましたけれども、もしかしたら1年遅れていくのではないかとか、もう1年遅れていくのではないかなという心配がありますので、全体としての体制をしっかりつくって、そして改善をしながら進めていただきたいなというふうに思っております。

よろしくお願いいたします。

次に、経営管理上で行う実際の施業や、この経営管理上に限らないんですけども、これは限りませんが、施業あるいは林業成長、産業化のために、いわゆる素材生産量をアップしていくということも今求められておりますが、そのために林道、それから作業道、この開設あるいは維持補修というのは非常に大事になってくると思います。そして、これがそういう施業としっかりマッチしていると言いますか連携しているということが大事だと思います。

辺地計画とか過疎地域自立促進計画などでは、いつもこのどこどこ林道とか出てきます。同時に、

やはり林道の整備がしっかり、全体の総合計画とといいますか、林業振興の計画の中のそれと相まって林道整備が行われていくと、そういうふうな日々、特に建設部というのは農林水産部とその事業が分かれている面もありますので、それにつきましてもどういう連携がされて、特にこれから5年後、10年後先についてもしっかりとその施業に合わせた林道整備をしていくんだと、そういうことについてお示しいただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（田代はつ江） 小酒井建設部長。

○建設部長（小酒井章義） それでは、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

今、お話ありましたように特に林業に関するハード部門、建設部のほうで所管をさせていただいておりますので、私のほうからお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、郡上市内の林道の状況でございますが、令和4年度末で273路線、延長にしまして約610キロメートル、これの林道がございます。この中には開設後にもう既に数十年経過したものもございますし、中にはのり面の損傷であったり、例えば未舗装の部分とか、そういった部分の路線も多くございます。

市では、こうした路線につきまして毎年計画的に改良を進めたり、あるいは維持補修を実施するというを行っている状況でございます。

現在、市内におきましては、実施しております開設の林道、これにつきましては県で行っております県の事業では林業専用道的那留六ノ里線ほか3路線、また、市のほうで実施しております事業は、千田野石徹白線路線1路線、これらの事業の開設を実施中でございます。

過日、完成式典を執り行いました白尾鷲見線につきましても、これは県のほうで事業を進めていただいた路線になります。

林道の開設に向けての取組ということではございますが、御存じのとおり、市内約9割が森林を占めているという状況の中で、森林施業のための必要な林道、これに加えて地域の皆様方の交通インフラ、こういった意味合いを持つ林道の整備も併せて実施していくことが重要だというふうに考えてございます。

しかしながら、整備する費用対効果であったりとか市の財政状況等々を勘案しますと、現在お話のあった辺地計画であったりとか、過疎地域の自立促進計画、あるいは総合計画の方に計上をさせていただいております林道の開設、これら全てを実施するということとはなかなか厳しい状況でございます。

これらの計画には、郡上市としましては、今後、森林施業のために必要である、望ましいと考えられる路線を計上しておりますが、御存じのとおり、この林道の開設には10年、数十年が必要になってくるということでございますので、これらの計画につきましても繰延べをしながらも実施をしていきたいというふうに考えているところでございます。

林道の新たな開設に向けた選択の方法ということではございますが、お話にもありましたように当然森林施業との合致ということもありますので、現在、郡上農林事務所、郡上森林組合、そして市の農林水産部の林務課と建設部の建設工務課、ここのメンバーで構成します郡上地域林業路網整備推進会議、こういったものを設けておりまして、この中では計画路線における費用対効果の検討であったりとか、実施可能な施業の経営計画、こういったものの将来を見据えた協議を行って、その次の林道の選択をしているというところでございまして、実施可能な経営計画など将来に向けたことを考える中で、各組織と連携を図りながら事業化、そして工事の着手といった形で進めているところでございます。

また、開設後につきましては当然のことながら、計画的かつ確実な森林施業を進めていただくように、引き続き働きかけをしていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いします。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございます。おっしゃるとおりだというふうにしてお聞きしましたけれども、ぜひ農林水産部や建設部はこの9割を占める山、「木の国・山の国郡上」のそういう今まで手がつけられなかったところにも手をつけていこうということが始まってきておりますので、ぜひそれに見合った形で予算も必要な箇所にはしっかり要求していくと、もちろん財源をどうするかということはあると思いますが、これに臨んでいただきたいと思います。

今議会の冒頭、日置市長さんからは今言われました県営林道事業、白尾鷲見線の開通の式典の話がありました。昨年には確か相生落部線、こちらも開通しましたから、順次、基幹林道というものが整備されてきているなということとはよく実感としてうれしく受け止めていますけれども、さらに林道、大小あります。それから、作業道、これに対する応援、しっかりこういうものにやっていたくことによって先ほどからの仕事が進むということになりますので、大いに期待をしていきたいと思います。ぜひよろしくお願いしたいと思います。

それでは、2問目に移らせていただきますが、教育委員会から順次、出先あるいは外郭の団体の、特に今回はいわゆる労務管理というふうに書きましたけど、人事でありますとか、あるいは社会保険でありますとか、給料でありますとか、その団体が本来やるために職員を管理していくための部門の仕事は当然あるわけですが、そういうところがちょっと改善できないかなというふうにいるところがあって、質問をさせてもらうわけではありますが、教育委員会から順次事例としてお尋ねをしたいというふうに思っております。

例えば、小中学校の公務員さん、あるいは公民館の館長、あるいは主事、事務局、図書館では司書さん、さらに文化協会、体育スポーツ協会ありますね。こういうところの事務局の皆さん、そういうところで常勤をされているような場合に、その方の賃金の計算や報酬、あるいは源泉徴収、社

会保険、そういうふうな業務、仕事は誰が担っておられるかと、そしてどういうふうにそういうものは対応されているかというところをお聞きしたいと思います。

続いて、商工観光部の出先機関です。今と同じことでありますけれども、特に観光連盟があり観光協会が7つあります。その関係性もありますが、現在はそれぞれやられているんじゃないかと思っています。あるいは産業支援センターでありますとか、そういういろいろありますが、商工観光部の管下に置かれてもどうされているかと、併せて順次、担当部長さんからお話を頂きたいと思っています。

○議長（田代はつ江） 長尾教育次長。

○教育次長（長尾 実） それでは、教育委員会からお答えします。

出先機関であります小中学校や図書館など勤務している学校公務員、図書館司書など市会計年度任用職員につきましては、毎月の報酬等を確認しております。確認につきましては、本人の出勤簿や出役表を基に担当課や教育総務課において毎月の報酬額を確認し、教育総務課で報酬等のデータ入力を行っております。

データ取込み後の源泉徴収税の計算でありますとか社会保険等の計算、支払い、明細書の印刷は人事課が人事給与システムで一括して行っております。

労務管理につきましては、主に教育総務課と人事課で行っております。

公民館長や公民館主事などの市の非常勤の特別職職員につきましては、担当課で報酬等の確認、源泉徴収税の計算、支払い処理を行っております。源泉徴収税の計算につきましては、支払いシステムで自動計算されます。

その他、市からの補助金などで報酬を対応しておりますスポーツ協会につきましては、団体で事務処理を行っておりますが、文化協会につきましては報酬の支払い対応はありませんので、よろしくをお願いします。

教育委員会、以上でございます。

○議長（田代はつ江） 可児商工観光部長。

○商工観光部長（可児俊行） それでは、私からは商工観光部の関係団体、関係機関についてお答えをさせていただきます。

まず初めに、郡上市産業支援センターにつきましては、同センターの常勤職員が報酬賃金の支出管理などを含む労務管理を担当しております。

郡上市雇用対策協議会では、常勤職員の勤務管理は商工観光部商工課が担当し、報酬や社会保険などを含む支出管理全般につきましては郡上市商工会で担当しております。

また、郡上市観光連盟や各観光協会では、報酬賃金の支出管理などを含む労務管理についてはそれぞれ個別で行っております。ただし、郡上市観光連盟では、労務管理と並行して組織改変について各観光協会の代表者との協議を行っておりまして、現在では職員の雇用体系の一本化や労務管理

の一元化、事業費の部分的な統合を中心に協議が進められております。中でも、労務管理の一元化に向けた取組といたしまして、各種規定については、労務管理の統一基準づくりとしての整備が進められておりまして、今までのプロセスとして令和2年に施行しました郡上市観光連盟及び観光協会事務職員給与規定では、給与表の統一を実現されたところでございます。

また、令和3年に施行しました介護休業制度の創設、高卒初任給賃金の1級引上げなど、少しずつではありますが、労務管理の合理化及び一元化に向けての取組が進められている状況でございます。

私からは、以上であります。

(4番議員挙手)

○議長(田代はつ江) 田中義久議員。

○4番(田中義久) ありがとうございました。続いては、市長公室長さんにもお聞きしたいんですけど、今、非常に重要なことを答弁でいただきました。まさに今回このことをお聞きするということのきっかけは、やはり市役所の職員でありますと人事課が全部そういうことをやってくれますから、所属、配属されたところの仕事を職員は一生懸命やればいいわけですけど、多様な主体づくりという形で様々な出先機関といいますか、それは確かに複雑で多様な市政の展開のために、市民共働型あるいは市民の皆さんが大いに関わっていただいて、その分野を展開すると、そういうふうな組織づくり、機関づくりがこれまでできてきたと思いますけども、中には2人とか3人でその事務をやっているというところがあるわけですね。そうすると、その労務管理の仕事というのは、本来そこに委託した業務でないですけれども、どうしてもそれはそれぞれの団体でしなくてはならないということになります、当然のことですけれども。そういうときにそのことに対する時間が割かれるようなことであれば、そのセンター、本所機能を持ったところができるだけそういうものを一元的に対応されれば、現場は現場の仕事を大いに取り組むことができると、そういうことが自分の中の課題として取り組んで、今回お聞きしたことの発端でありますけれども、今、商工観光部長の言われた中で、まさに観光連盟と観光協会の中でそういう取組が今着実に進んでいるということは大変すばらしいことではないかというふうに思います。大いに地域の協会は、地域の皆さんと連携しながら会費もいただいていますから、それぞれ連盟とは違います。だから地域のよさを大いに出していただく観光振興はやってもらうわけですけど、一緒にできる場所はあるという部分においては、今まさに商工観光部長の言われたことが私としては今回非常に大きな狙いとして持っておるところでありますので、大変前向きと言いますかうれしいお話を聞いたというふうに思います。

それでは、3人目になって恐縮ですが、市長公室におかれましても市民共働センターとかマリアージュ等があります。そこで行われているのはどのようにされているかということと、今ちょっ

と自分はお話ししましたけれども、そういうことにつきまして市全体としての行革の観点のような部分から所見と言いますか感想でも結構ですけれども、お聞きをしたいというふうに思います。よろしくをお願いします。

○議長（田代はつ江） 河合市長公室長。

○市長公室長（河合保隆） それでは、市長公室との関係といたしまして提示のございました市民共働センターについてでございますが、これは市が条例、要綱に基づき設置をしておりますけれども、その運営は民間団体でございます、郡上市市民共働センター運営委員会に委託をし、労務管理業務は委託先のほうで行われておるところでございます。

また、郡上市結婚相談所マリアーージュ郡上についてですが、これは市が設置をし、その運営を行っていることから、会計年度任用職員を配置し、労務管理は全て市が行っているといったような状況でございます。具体的には企画課で出勤状況の確認をし、そして人事課で給与の支払いを行うといったような状況でございます。

行革の観点からどうかというようなお話を頂きました。市の業務を補完する公共的な団体については市と当該団体とが協働すること、そしてその分野の専門的な組織として、スキルや運営面において経験の蓄積によって自立していただくことが重要と考えているところでございます。

このような基本的な考え方から労務管理業務については、その知識を習得していただきまして、組織としてしっかりと管理を行っていただけるようになることが組織としての信用、また体力がつくものと考えている次第でございます。

先ほども御質問にございましたように規模が大きい団体や関連組織を複数持つ団体の場合、本部本所に労務管理業務を集約していくことは経営効率化の一つの手法かというふうに考えております。

現に郡上市社会福祉協議会は、平成16年の設立の際に総務部門を統合し、労務管理の集約を行っておりますし、また、先ほどの商工観光部長が答弁した郡上市観光連盟と各観光協会においては労務管理の合理化に向けた取組が進められつつあります。

市といたしましては、労務管理などの組織の運営の在り方については、基本的に事業主であり雇用主である法人、団体で検討すべきことと考えております。これは、雇用契約であつたりとか勤務状況等を踏まえ給与支払い等がなされることが基本であり、とするならば、これらを把握できる事業主、雇用主が行うことが最適であるといった考え方であります。

しかしながら、このような労務管理業務で苦勞されている点について御相談を頂ければ必要とされる情報の提供、また、報酬の御案内、こういったことについて都度応じていきたいというふうに考えているところでございます。よろしく願いをいたします。

（４番議員挙手）

○議長（田代はつ江） 田中義久議員。

○4番（田中義久） ありがとうございます。大変よく分かる話でありまして、やはり組織というものの、団体は自立して、当然それは自前でやっていくと、それが前提ですということですが、今も言われました商工観光部長も言われましたけど、例えばですけど、観光連盟があつて観光協会が7つあつて、それが1人ずつの労務管理業務を別々にやっているよりは、その部分からまず始めながらゆくゆくのいろいろな連携へ持っていくということで、本所、本部でそのことはやりますと、そのことによって現場は本来目指される本来の業務に邁進できると、そういう部分もあるというふうには思います。ですから、細かな話でもありますし、あるいは組織団体の自立を、私はしなくてもいいという考え方ではなくて、でき得る、郡上市の言わばそれは同じ目標を持って設置されている団体ではありますから、そういうところの機構、組織改革の中ではそういう可能などでの行革という非常に細かいですが、そういうことも現場でのヒアリング等を各部長もしていただきながら、それを拾い集めてもらえれば結構大きな改革につながっていくというふうに思いますので、そんなことを新年度に向けても検討していただけたらというふうに思います。

ちょっと細かな話になりましたけども、恐縮であります。それぞれ本当に細かな、具体的な、そして前向きなお話を頂いたと思っております。ありがとうございます。

私の一般質問をこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（田代はつ江） 以上で、田中義久議員の質問を終了いたします。

◎議案第102号から議案第137号までについて（委員会付託）

○議長（田代はつ江） 日程3、議案第102号 郡上市議会議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例についてから、日程26、議案第137号 市道路線の認定についてまでの24議案を一括議題とします。

これより質疑に入りますが、ただいまのところ、議案第102号から議案第137号までの質疑の通告はありません。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 質疑なしと認め、質疑を終結します。

ただいま議題となっております議案第102号から議案第137号までの24議案は、会議規則第37条第1項の規定により、議案付託表のとおり所管の常任委員会に審査を付託いたします。

お諮りいたします。ただいま所管の常任委員会に審査を付託しました24議案につきましては、会議規則第44条第1項の規定により、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限を付けることにしたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田代はつ江） 異議なしと認めます。よって、議案第102号から議案第137号までの24議案に

つきましては、12月20日午後5時までに審査を終了するよう期限を付けることに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（田代はつ江） 以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会します。どうも御苦労さまでございました。

（午後 2時27分）

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長 田 代 はつ江

郡上市議会議員 美谷添 生

郡上市議会議員 本 田 教 治

上記会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

郡上市議会議長

郡上市議会議員

郡上市議会議員